

LPガス販売事業の手引き

— 法手続、役割と責務 —

経済産業省
特別民間法人高圧ガス保安協会

はじめに

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」は、一般消費者等におけるＬＰガスによる災害の防止及びＬＰガスの取引を適正にすることなどを目的として、昭和43年3月1日に施行されました。

その後、法・政省令などが社会の実態に合わせ改正され、現在に至っております。

近年は、法令遵守はもちろんのこと自主保安も求められ、社会に対する企業責任が重要視されるようになりました。

自主保安は法令遵守あって初めて活きるものであり、常にＬＰガス販売事業が法令のもと適切に運用されているかＬＰガス販売事業者は定期的に省みることが必要と考えます。

ＬＰガス販売事業者に課せられた「役割と責務」を容易に省みることができるよう「法令 指導」の講習テキストとしてその概要をわかりやすくまとめましたので、日常の販売業務にご活用下さいますようお願いいたします。

また、個々の詳細な内容については、法令集又は各種マニュアル等を併せて確認されるようお願いいたします。

なお、法令改正に伴う改訂、年度替わりに伴う更新等を適宜行っており、本書での法令条文等は、令和6（2024）年4月1日時点の法令を基にしております。

目 次

I 販売事業の登録等

1. 販売事業の登録（法第3条）	1
(1) 申請者（法第3条 規則第4条）	1
(2) 提出書類（法第3条第2項 規則第4条第2項）	1
2. 登録行政庁の変更届等（法第6条 規則第7条）	2
3. 販売所等の変更の届出等（法第8条 規則第9条）	3
(1) 販売事業者の変更（法第3条第2項第1号）	4
(2) 販売所の変更（法第3条第2項第2号）	5
(3) 貯蔵施設の変更（法第3条第2項第3号）	6
(4) 保安機関の変更（法第3条第2項第4号）	6
(5) 損害賠償の支払い能力等の変更（法第3条第2項第5号）	7

II 承継等

1. 事業の譲渡（法第10条 規則第10条）	9
2. 事業の相続（法第10条 規則第10条）	10
3. 事業の一部承継	10

III 販売事業

1. 標識の掲示等（法第7条 規則第8条～第8条の3）	11
2. 業務主任者（法第19条 第21条）	11
(1) 業務主任者等の選解任（法第19条第2項 規則第22号）	11
(2) 業務主任者等の選任数（法第22条 第25条第1項）	13
(3) 業務主任者等の資格（法第19条第21条 規則第22条第3項～第4項 第25条第3項）	13
(4) 業務主任者等の職務（法第20条 規則第24条）	14
3. 液化石油ガスの貯蔵施設（法第11条）	15
(1) 貯蔵施設の設置（法第11条 規則第11条）	15
(2) 貯蔵施設に関する基準（法第16条第1項 規則第14条第16条）	16
(3) 貯蔵施設の設置の許可等（法第36条 規則第51条）	17
(4) 貯蔵施設の設置、変更等（法第37条の2 規則第56条）	17
(5) 完成検査（法第37条の3 規則第59条）	17
4. LPガスの規格（法第13条 規則12条）	17
5. 書面の交付（法第14条 規則13条）	18
(1) 契約締結時交付事項等	18
(2) 書面以外による交付方法	19

6. 販売の方法 （法第16条 規則第16条）	19
(1) 販売方法の主な基準（法第16条第2項 規則第16条）	19
(2) 質量販売の可能な場合（規則第16条第1項第13号）	20
(3) 容器の引渡し方法（規則第16条第1項第13号）	21
7. 供給設備・消費設備	21
(1) 特定供給設備以外の供給設備の主な基準（法第16条の2 規則第18条）	21
(2) 特定供給設備（法第36条 規則第21条）	22
(3) 容器の取り外し（規則第18条第23号）	23
(4) 消費設備の技術上の主な基準（法第35条の5 規則第44条）	23
8. 完成検査 （法第37条の3第1項 規則第59条）	24
9. 保安教育 （法第18条第1項）	24
10. 帳簿の記載 （法第81条第1項 規則第131条）	25
11. 報告 （法第82条 規則第132条）	25
12. 事故届 （高圧ガス保安法第63条 第133条）	26

IV 認定液化石油ガス販売事業者（法第3章の2）

1. 認定液化石油ガス販売事業者とは	29
2. 認定の要件	29
(1) ゴールド保安認定事業者	29
(2) 保安認定事業者	29
(3) 留意事項	29
3. 認定LPガス販売事業者に対する特例	31
(1) ゴールド保安認定事業者	31
(2) 保安認定事業者	33
4. 認定の申請	33
5. 認定液化石油ガス販売事業者の報告	33
参考 認定液化石油ガス販売事業者の点検・調査の周期	34

V 保安業務（法第3章）

1. 保安業務を行う義務 （法第27条）	35
2. 保安業務の内容 （法第27条第1号 規則第27条）	35
3. 認定 （法第29条）	36
4. 保安業務規程の認可申請等 （法第35条 規則第39条）	37
5. 保安機関の認定の更新 （法第32条第1項 施行令第6条 規則第34条）	38
6. 一般消費者等の数の増減 （法第33条第1項 規則第35条）	39

7. 認定行政庁の変更の届出（法第35条の4 規則第40条）	40
8. 保安機関の変更の届出（法第35条の4 規則第41条）	40
9. 承継の届出（法第35条の4 規則第42条）	41
(1) 提出先（法第35条の4 規則第42条）	41
(2) 添付書類（規則第42条第2項）	41
10. 保安業務の廃止（法第35条の4 規則第43条）	41
11. 保安業務の委託（法第28条）	42
12. 保安機関の報告（法第82条 規則第132条）	42
13. 保安業務の運用（法第27条 第28条）	43

VI 液化石油ガス設備工事（法第4章の2）

1. 液化石油ガス設備工事（法第38条の7 規則第108条）	45
(1) 液化石油ガス設備工事の作業とは（法第38条の7 規則第108条）	45
(2) 設備工事資格者（法第38条の7 第38条の8 法第38条の9 規則第109条）	45
(3) 基準適合義務（法第38条の2）	46
(4) 液化石油ガス設備工事の届出（法第38条の3 規則第87条及び第88条）	46
2. 特定液化石油ガス設備工事事業（法第38条の10第1項 規則第112条）	47
(1) 特定液化石油ガス設備工事とは（法第38条の10第1項 規則第111条）	47
(2) 特定液化石油ガス設備工事の届出（法第38条の10第1項 規則第112条）	47
(3) 特定液化石油ガス設備工事の変更及び廃止（法第38条の10第2項 規則第114条）	47
3. 工事施工後の表示、記録の保存（法第38条の11 第38条の12 規則第115条～第119条） ..	48
4. 器具の備付け（法第38条の13 規則第120条）	49
5. 特定工事（特監法第3条～第6条）	49
参考資料	51

【凡例】

このテキストで用いた法令名等の略称とその正式名称は、次のとおりです。

- ▼「法」又は「液化石油ガス法」
 - 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
(昭和42年12月28日 法律第149号)
- ▼「施行令」又は「液化石油ガス法施行令」
 - 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令
(昭和43年2月7日 政令第14号)
- ▼「規則」、「施行規則」又は「液化石油ガス法施行規則」
 - 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則
(平成9年3月10日 通商産業省令第11号)
- ▼「保安業務告示」
 - 保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示
(平成9年3月13日 通商産業省告示第122号)
- ▼「供給・消費・特定供給設備告示」
 - 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示
(平成9年3月13日 通商産業省告示第123号)
- ▼「強制排気式燃焼器告示」
 - 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則に基づき強制排気式の燃焼器を定める件
(平成19年3月13日 経済産業省告示第65号)
- ▼「通達」
 - 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について
(20190308保局第5号 平成31年3月15日)
- ▼「例示基準」
 - 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について
(20210203 保局第1号 令和3年2月25日)
- ▼「器具省令」
 - 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令
(昭和43年3月27日 通商産業省令第23号)
- ▼「特監法」
 - 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律
(昭和54年5月10日 法律第33号)
- ▼「特監則」又は「特監法施行規則」
 - 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則
(昭和54年10月11日 通商産業省令第77号)
- ▼「消安法」
 - 消費生活用製品安全法
(昭和48年6月6日 法律第31号)
- ▼「消安則」又は「消安法施行規則」
 - 消費生活用製品安全法施行規則
(昭和49年3月5日 農林省・通商産業省令第1号)
- ▼「高圧法」又は「高圧ガス法」
 - 高圧ガス保安法
(昭和26年6月7日 法律第204号)
- ▼「液石則」
 - 液化石油ガス保安規則
(昭和41年5月25日 通商産業省令第52号)
- ▼「ガス事業法」
 - ガス事業法
(昭和29年3月31日 法律第51号)
- ▼「青本」→ 液化石油ガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS 0738) [特別民間法人高圧ガス保安協会発行]
- ▼「黒本」→ ガス機器の設置基準及び実務指針[(一社) 日本ガス機器検査協会発行]
- ▼「ガス警報器」→ 平成22(2010)年よりガス警報器工業会では、「ガス漏れ警報器」を「ガス警報器」と呼称統一



販売事業の登録等

1. 販売事業の登録

(1)申請先

液化石油ガス販売事業を行おうとする者は、経済産業大臣、経済産業局長及び産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長の登録を受けなければなりません。（法第3条第1項）

販売事業の登録申請先は、販売所の所在地によって下記のとおりとなります。

（規則第4条）

申請者の区分	申請書の提出先（宛名）
1の指定都市の区域内のみ、販売所を設置して販売を行う場合	当該指定都市の長
1の都道府県の区域内のみ、販売所を設置して販売事業を行う場合（上記の場合を除く。）	当該都道府県知事
1の経済産業局の区域内で2以上の都道府県に販売所を設置して販売事業を行う場合	当該販売所の所在地を管轄する産業保安監督部長（又は同支部長）
2以上の経済産業局の区域内に販売所を設置して販売事業を行う場合	経済産業大臣

(2)提出書類

販売事業の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければなりません。（法第3条第2項）

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 販売所の名称及び所在地
- ③ 液化石油ガス販売事業の用に供する液化石油ガスの貯蔵施設（以下「貯蔵施設」という。）の位置及び構造
- ④ 液化石油ガスの販売契約を締結する一般消費者等について法第27条第1項に掲げる業務を行う法第29条第1項の認定を受けた者の氏名又は名称及びその事業所の所在地
- ⑤ その販売した液化石油ガスにより一般消費者等の生命、身体又は財産について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置



販売事業登録申請書に添付する書類は次のとおりです。（規則第4条第2項）

- ① 貯蔵施設（貯蔵量が3,000kg未満のものに限る。）の位置（他の施設との関係位置を含む。）及び構造並びに付近の状況を示す図面（法第11条ただし書に定める場合を除く。）
- ② 法第11条ただし書に定める場合においては、その適合内容を証する書面
- ③ 販売予定地域、販売予定戸数及び販売予定数量
- ④ 液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払能力を証する書面
- ⑤ 申請者が法人である場合は、その法人の定款及び登記事項証明書
- ⑥ 申請者（申請者が法人である場合は、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第4条第1項各号に該当しないことを誓約した書面

〈解釈〉○「販売所」とは、通常の場合において取引（契約）が成立する所をいい、その場所からさらに他の場所に連絡され、他の場所から現品が供給されるような事情があっても、その場所において取引が成立する限り、当該場所は販売所である。

○高圧ガス保安法第5条の許可を受けている者であっても、一般消費者等に対し液化石油ガスを販売する事業を行おうとする場合には、販売事業の登録を受けなければなりません。

○保安業務を委託して行う場合は、委託先保安機関の名称等を記載してください。

○「保安業務」とは、規則第29条に保安業務の区分として規定されている。詳細については、「Ⅴ保安業務 2. 保安業務の内容」を参照のこと。

○「保安機関」とは、一般消費者等に対する「保安業務」を行う者として、法第29条第1項の規定に基づき、経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長の認定を受けた者をいう。この認定は、2以上の都道府県の区域内に設置される販売所の一般消費者等について保安業務を行う場合は、経済産業大臣（権限の委任により1の産業保安監督部管内の場合は産業保安監督部長）、1の都道府県の区域内に設置される販売所の一般消費者等について保安業務を行う場合は都道府県知事（1の指定都市の区域内に設置される販売所の一般消費者等について保安業務を行う場合は指定都市の長）が行う。

【罰則】法第3条第1項の登録を受けずに液化石油ガス販売事業を行った者＝1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第96条の2第1項）

2. 登録行政庁の変更届等

液化石油ガス販売事業の登録を受けた者は、登録を受けた後、登録行政庁を越えて販売所を変更する場合は、変更予定先の行政庁に対し登録申請を行い、旧登録行政庁に対して登録行政庁変更届を提出しなければなりません。

登録行政庁の変更届を提出しなければならない場合は次のとおりです。（法第6条）

- ① 経済産業大臣の登録を受けた者が1の都道府県又は指定都市の区域内にのみ販売所を有することとなったとき。
- ② 都道府県知事の登録を受けた者が当該都道府県の区域内における販売所を廃止して、他の1の都道府県又は1の指定都市の区域内にのみ販売所を有することとなったとき。
- ③ 都道府県知事の登録を受けた者が2以上の都道府県の区域内に販売所を有することとなったとき。
- ④ 指定都市の長の登録を受けた者が当該指定都市の区域以外の区域内に販売所を有することとなったとき。

注）保安機関の認定を受けている事業者は、保安機関の認定行政庁の変更の手続きも必要となります。

【罰則】法第6条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者＝10万円以下の過料に処する。（法第104条第1号）

参 考：罰金と過料の違い

罰金は刑法に定められており、財産刑の一つとして犯罪の処罰として金銭が科されるもの。過料は、一般的には軽い禁令をおかしたものに金銭を支払わせるものであり、刑法上の刑罰ではない。

■ 例

旧販売所所在地	変更後販売所所在地	登録申請先	登録行政庁変更届提出先
青森県、大阪府	青森県	青森県知事	経済産業大臣
青森県	岩手県	岩手県知事	青森県知事
東京都	神奈川県、千葉県	関東東北産業保安監督部長	東京都知事
青森県	岩手県、宮城県	関東東北産業保安監督部 東北支部長	青森県知事
横浜市	横浜市、川崎市	神奈川県知事	横浜市長

3. 販売所等の変更の届出等

液化石油ガス販売事業者は、登録申請時の登録事項（法第3条第2項第1号～第5号）を変更したときは、登録行政庁に変更の届出を提出しなければなりません。（法第8条）

規則では次のように定めています。（規則第9条）

- 法第8条の規定により販売所等の変更の届出をしようとする者は、様式第5による届書を法第3条第1項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。ただし、法第3条第2項第3号に定める事項を変更した者であって法第36条に規定する都道府県知事（指定都市の区域内にあっては指定都市の長）の許可を受けたものは、この限りでない。
- 前項の届書には、貯蔵施設の変更をした者にあつては規則第4条第2項第1号に掲げる書類を、貯蔵施設を保有又は占有しない理由を変更した者にあつては規則第4条第2項第2号に掲げる書類を、液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払能力を変更した者にあつては規則第4条第2項第4号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 販売事業者の変更

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に変更があった場合

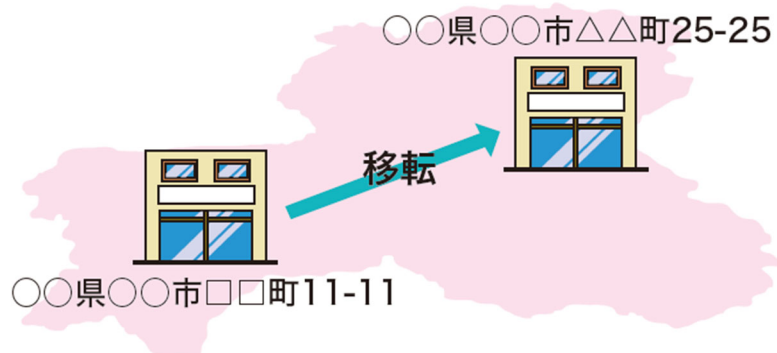
① 販売事業者の名称、法人代表者の氏名、住所の変更

(例 1) 会社の名称変更



(例 2) 代表者（社長）の変更

(例 3) 会社の住所の変更



② 会社の法人格の変更

(例 1) 合名会社 ⇄ 合資会社 (例 2) 有限会社 ⇄ 株式会社



注) 個人商店から法人に変更する場合は、新たな登録と個人事業の廃止届けが必要となります。

(例) 〇〇商店（個人）→株式会社〇〇商店（法人）

株式会社〇〇商店（法人）で都道府県知事に新規登録→〇〇商店（個人）の廃止届け

(2)販売所の変更

販売所の名称及び所在地に変更があった場合

① 販売所の名称変更



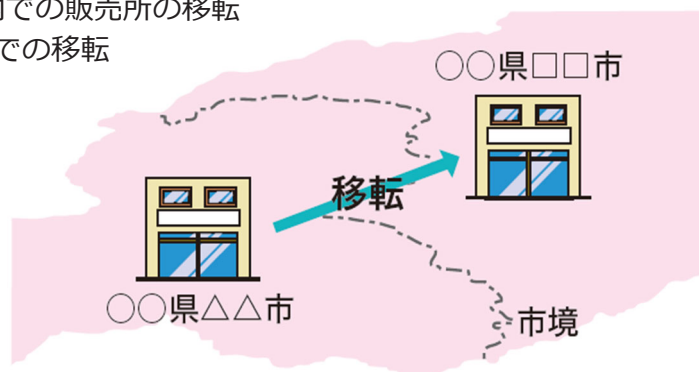
② 販売所の住居表示の変更

(例) 〇〇市△△町 1 1 - 1 1 → 〇〇市□□町 1 1 - 1 1

注) 町村合併等行政の都合により住居表示の変更がある場合は、販売事業者側からの変更は原則として不要ですが、登録行政庁へ確認してください。

③ 同一行政庁内での販売所の移転

(例) 同一県内での移転



④ 販売所の増減 (同一行政庁管内)

(例 1) 広島県知事所管販売事業者が、広島県内に 2 箇所目の販売所を増設する。



(例 2) 福岡県知事所管販売事業者が、2 箇所の販売所を 1 箇所に統合する。

注 1) 異なる行政庁に係る販売所の増減は、新行政庁に対し新規の登録と旧行政庁に対し登録行政庁の変更の届出が必要となります。

注 2) 保安機関及び特定液化石油ガス設備工事事業についても、法手続きが必要になる場合がありますので注意してください。

(3)貯蔵施設の変更

液化石油ガス販売事業の用に供する液化石油ガスの貯蔵施設の位置及び構造に変更があった場合は、販売所等の変更の届出に書類を添付しなければなりません。

なお、貯蔵量が3000kg以上の貯蔵施設のように、法第36条に規定する都道府県知事（指定都市の区域内にあっては指定都市の長）の許可を受けた貯蔵施設等を変更（撤去及び軽微変更除く。）しようとするときは、変更の届出ではなく、その許可を受けた都道府県知事（指定都市の区域内にあっては指定都市の長）の許可を受けなければなりません。（法第37条の2）

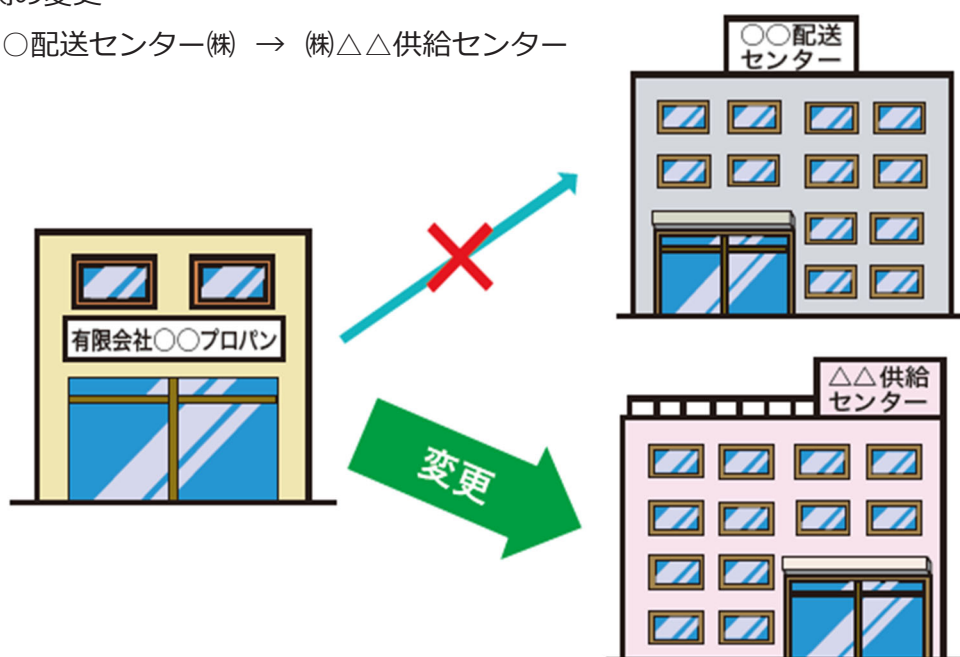
※ 変更の内容についてはⅢ販売事業「3. 液化石油ガスの貯蔵施設（4）貯蔵施設の設置、変更等（P.17）」を参照してください

(4)保安機関の変更

液化石油ガスの販売契約を締結する一般消費者等について、保安業務を行う保安機関の氏名又は名称及びその事業所の所在地に変更があった場合

① 保安機関の変更

（例1）〇〇配送センター(株) → (株)△△供給センター

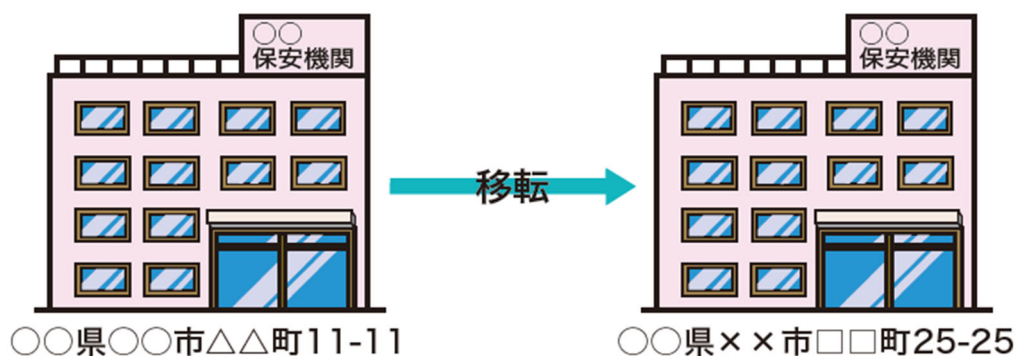


（例2）(株)□□保安機関 → 自社で実施

（例3）自社で実施 → (株)□□保安機関

注）保安機関を変更したときは、遅滞なく、一般消費者等に対し書面を交付(保安機関名、住所、連絡の方法)する必要があります。

②保安機関の事業所所在地の変更



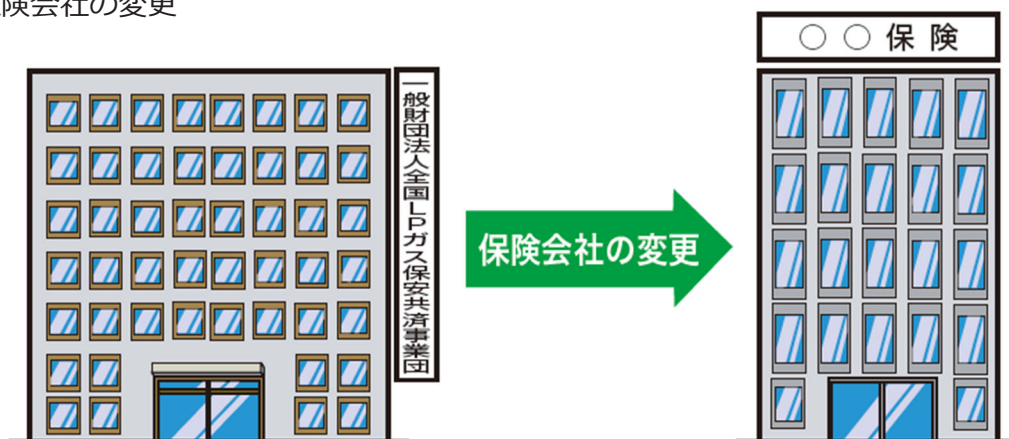
注) 保安機関側の都合により変更しても、販売所等の変更の届出は販売事業者として必要です。

〈解釈〉 保安業務区分ごと販売所ごとに保安機関を変更したときには、届出が必要です。

(5)損害賠償の支払い能力等の変更

その販売した液化石油ガスにより一般消費者等の生命、身体又は財産について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置の内容に変更があった場合は、販売所等の変更届を提出しなければなりません。

- ① 損害賠償の支払い能力の変更
- ② 保険会社の変更



注) 一般財団法人全国LPガス保安共済事業団から他の保険会社に変更したときは、保険契約書、保険約款等が必要になります。

【罰則】 法第8条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者＝10万円以下の過料に処する。(法第104条第1号)



Ⅱ 承継等

液化石油ガス販売事業者がその事業の全部を譲り渡し、又は液化石油ガス販売事業者について相続、合併若しくは分割があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その液化石油ガス販売事業者の地位を承継することができます。（法第10条）

1. 事業の譲渡

被承継者の液化石油ガス販売に係る事業の全てについて譲り受ける場合に行います。

所管行政庁が同一の場合は、当該行政庁へ届け出ます。

所管行政庁が異なる場合は、承継後の販売所の分布に基づき新所管行政庁へ届け出ることになります。

承継届書には、様式第6「液化石油ガス販売事業承継届書（甲）」と様式第7「液化石油ガス販売事業承継届書（乙）」がありますので、規則第10条第1項に従い、間違いのないよう提出します。

所管行政庁に変更がない場合は、様式第6「液化石油ガス販売事業承継届書（甲）」のみをその行政庁に提出します。

なお、産業保安監督部関係の提出書類の宛名は、産業保安監督部長又は支部長となります。

■ 例

承継事業者の所管	被承継事業者の所管	承継後の所管	届書（甲）	届書（乙）
経済産業省	経済産業省	経済産業省	○	
経済産業省	都道府県	経済産業省	○	○
九州産業保安監督部	九州産業保安監督部	九州産業保安監督部	○	
九州産業保安監督部	中国四国産業保安監督部	経済産業省	○	
近畿経済産業局 中部近畿産業保安監督部 近畿支部	中部経済産業局 中部近畿産業保安監督部	経済産業省	○	
青森県	経済産業省	経済産業省	○	○

【備考】登録と認定により本表とは異なる場合もありますので、実際に申請するにあたっては、所管行政庁に確認してください。

承継の届書には次の書面を添付しなければなりません。

（規則第10条第2項第1号・第4号・第5号）

- ① 販売事業の全部を譲り受けて販売事業者の地位を承継した者にあつては、様式第7の2による書面及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面
（事業主が引退して、その事業の全部を譲り受けた場合も該当します。）
- ② 合併によって販売事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書
- ③ 分割によって販売事業者の地位を承継した法人にあつては、様式第9の2による書面、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

2. 事業の相続

事業主が死亡し、相続人（相続人が2人以上あるときは、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときはその者をいいます。）が事業を承継する場合。

事業主が引退し、相続人が事業を承継する場合は事業の譲渡としての届出となります。

注）法人で代表者を変更したときは、販売所等の変更届となります。

相続の場合には次の書面を添付しなければなりません。（規則第10条第2項第2号・第3号）

- ① 販売事業者の地位を承継した相続人であって、2以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第8による書面及び戸籍謄本
- ② 販売事業者の地位を承継した相続人であって、①の相続人以外のものにあつては、様式第9による書面及び戸籍謄本

〈解釈〉法第10条は、事業の全部の譲渡し又は相続若しくは合併があつた場合を新規の登録の特例として認めているもの。例えば、一部の販売所に係る事業の譲渡しの場合は、販売事業の登録又は販売所等の変更の届出が必要となります。

事業の全部の譲渡しとは、被承継者の液化石油ガスの販売に係るすべての事業について譲り渡すことであり、すべての販売所について営業権、店舗及び貯蔵施設、従業員、帳簿等を譲り渡すことをいいます。

相続とは、その事業の包括承継のみを意味し、分割承継は含みません。

承継に伴って販売所等の名称の変更があつた場合は、届書にその旨を付記しなければなりません。

【罰則】法第10条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者＝10万円以下の過料に処する。（法第104条第1号）

3. 事業の一部承継

- (1)「承継」とは、ある液化石油ガス販売事業者が他の液化石油ガス販売事業者の権利義務の全部又は一部を受け継ぎ、その権利義務に関して、その者と同じ位置に立つことであるから、一般消費者等が単に液化石油ガス販売事業者を変更した場合には、そもそも「承継」に該当しません。
- (2)その上で、一部承継の例としては、「第7回 液化石油ガス小委員会*（平成27年12月18日開催）」の資料において「営業権、販売所、従業員、帳簿や調査・点検の結果等の保安情報、供給設備等の全てを当該販売事業者に譲渡」したケースが例示されています（事例参照）。
- (3)ただし、実際には様々な事業の承継の事例があると思われるので、各事業所の実情に応じて、当該事例以外の承継については、所管行政庁に事前に確認してください。
- (4)他方、保安関係の帳簿・書類など、保安業務を適正に行うために必要な書類が確実に引き継がれない一部承継については、供給開始時点検と同等の点検調査が必要となります。
- (5)なお、一部承継の際に必要な手続きとしては、液化石油ガス法第10条に定める全部承継にはあたらないため、同条第3項の承継届出は不要ですが、別途、同法第3条第1項の液化石油ガス販売事業者登録や第8条の液化石油ガス販売所等変更届出等が必要になる場合があります。 *：経済産業省 産業構造審議会 保安分科会 液化石油ガス小委員会

〈事例〉液化石油ガス法における一部承継の事例

2県（A県 B県。いずれも県内に指定都市がない。）にまたがり複数の販売所を設置していた液化石油ガス販売事業者が、A県から営業活動を撤退し、B県のみの販売所で販売事業を継続することとした。

撤退するA県の一般消費者等については、他の液化石油ガス販売事業者を引き継ぐこととし、A県における販売事業に係る営業権、販売所、従業員、帳簿や調査・点検の結果等の保安情報、供給設備等の全てを当該販売事業者に譲渡した。



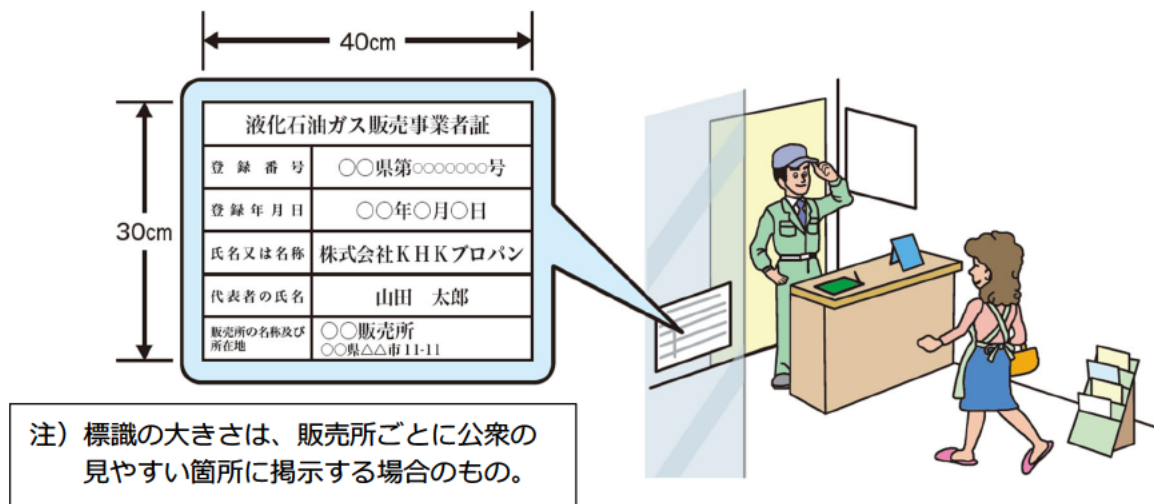
販売事業

1. 標識の掲示等

液化石油ガス販売事業者は、規則で定める様式の標識について、販売所ごとに公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の規則で定める場合を除き、液化石油ガス販売事業者のウェブサイトへの掲載により、公衆の閲覧に供しなければなりません。（法第7条・規則第8条の3）（標識の様式は規則第8条より様式第4）

公衆の閲覧に供する措置を

要しない場合については、①常時雇用する従業員の数が5人以下である場合、②自ら管理するウェブサイトを持していない場合、のいずれかに該当する場合とされています。（規則第8条の2）



〈解釈〉標識の掲示は、販売事業の登録を受けた後に、その事業を開始する時までに掲げなければなりません。

【罰則】法第7条の規定に違反した者＝20万円以下の罰金に処する。（法第101条第1号）

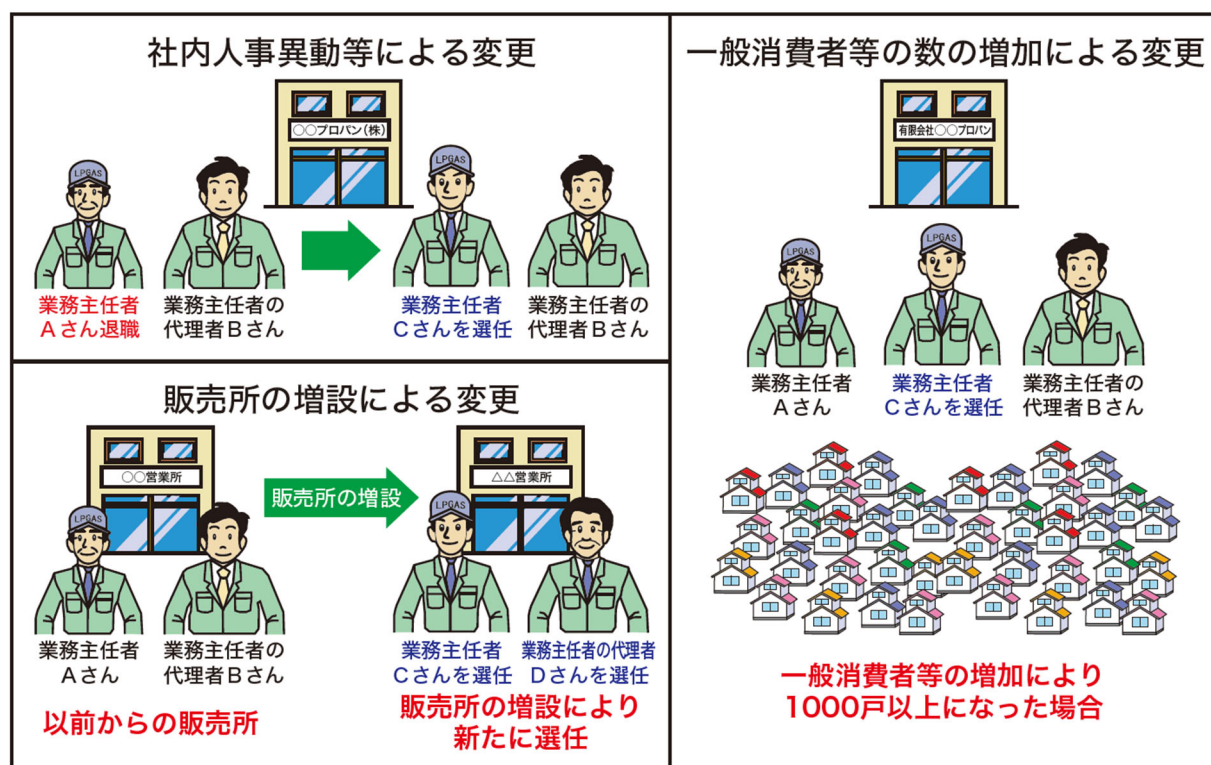
2. 業務主任者

(1)業務主任者等の選解任

販売事業者は、販売所ごとに一般消費者等の数に対応した人数以上の者を、業務主任者に選任し、併せて販売所ごとに1人以上の業務主任者の代理者も選任し、その職務を行わせなければなりません。

また、業務主任者及び業務主任者の代理者を選任（解任）したときは、登録行政庁へ選任（解任）の届出を行わなければなりません。（法第19条・第21条）

■例 社内人事異動等による変更 等



〈解釈〉業務主任者関係

1. 同一の販売所において高圧ガス販売主任者と兼務することは認められます。ただし、その職務が過大になって実行できない場合には、「職務を行わせなければならない」の規定に違反することになります。
2. 「職務を行わせ」とは、業務主任者を選任するだけでなく、実際に業務主任者としてその職務を行うことを命じ、その職務を行うことができる部署に配置し、職務を行うことができる環境を整備し、業務主任者がその職務を怠るときは、これを督促し、その職務を行わせることです。

〈解釈〉業務主任者の代理者関係

1. 業務主任者の代理者の選任は、原則として「業務主任者の選任と同時に」として運用します。
2. 法第21条の業務主任者が「旅行、疾病その他の事故によって、その職務を行うことができない場合」とは、相当長期の職務遂行不可能な場合をいい、一時的な不在等の場合は除かれます。

【罰則】法第19条第1項、法第21条第1項の規定に違反した者＝6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第98条第2号）

法第19条第2項、法第21条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者＝20万円以下の罰金に処する。（法第101条第2号）

(2)業務主任者等の選任数

販売事業者は、一般消費者等の数が1,000未満の販売所は1人、1,000以上の販売所は2人に一般消費者等の数が2,000を増すごとに1人を加算した数。

なお、一般消費者等の数が1,000未満の販売所で選任された業務主任者は、①当該販売所が相互に60分以内に到着できる場合、②当該販売所の一般消費者等の数が合計で1,000未満の場合には他の2以内の販売所の業務主任者を兼務することができます。

(規則第22条)

また、業務主任者の代理者は販売所ごとに1人以上を選任しなければなりません。(規則第25条第1項)

業務主任者等の選任数

一般消費者等の数	業務主任者の数
1,000未満	1人以上
1,000以上 3,000未満	2人以上
3,000以上 5,000未満	3人以上
5,000以上	4人に一般消費者等の数が2,000増すごとに1人を加えた人数

■一般消費者等1,000戸未満



業務主任者
(1名以上) 業務主任者の代理者
(1名以上)

■一般消費者等1,000戸以上 3,000戸未満



業務主任者
(2名以上) 業務主任者の代理者
(1名以上)

〈解釈〉「一般消費者等の数」とは、供給設備により供給している場合にあっては、ガスメーター1個につき1として算定します。

(3)業務主任者等の資格

① 業務主任者

第二種販売主任者免状の交付を受け、液化石油ガスの販売の実務に6月以上従事した経験をもつ者。(法第19条第1項、規則第22条第3項・第4項)

② 業務主任者の代理者

業務主任者と同様の免状、経験を有する者又は液化石油ガスの販売の経験を有する者(高圧ガス保安協会の行う業務主任者の代理者講習を修了し、液化石油ガスの販売の実務に6月以上従事した経験を有し、かつ、18歳以上の者。)

(法第21条第1項、規則第25条第3項)



(4)業務主任者等の職務

業務主任者は、液化石油ガスの販売に係る保安に関し経済産業省令で定める職務を誠実に行わなければなりません。（法第20条）

経済産業省令で定める職務は、次のとおりです。（規則第24条）

- ① 法第3条第2項第3号から第5号までの事項を変更したときは、遅滞なく、法第8条の届出がなされるよう監督すること。
- ② 法第14条の書面を作成し、又はその作成を指導すること。
- ③ 液化石油ガスの販売の方法が法第16条第2項の基準に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。
- ④ 貯蔵施設が法第16条第1項又は法第37条の基準に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。
- ⑤ 供給設備が法第16条の2第1項の基準（特定供給設備にあつては、法第37条の基準）に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。
- ⑥ 法第18条第1項の規定による保安教育の計画の立案、実施又はその監督を行うこと。
- ⑦ 法第27条第1項の保安業務の実施及びその結果を確認すること。
- ⑧ 法第36条第1項に規定する貯蔵施設又は特定供給設備が、法第37条の2第1項の許可を受けないで変更されること及び法第37条の3第1項の完成検査を受けないで使用されることがないよう監督すること。
- ⑨ 法第37条の4第1項に規定する充てん設備が、法第37条の4第3項において準用する法第37条の2第1項の許可を受けないで変更されること、法第37条の4第4項において準用する法第37条の3第1項の完成検査を受けないで使用されること及び法第37条の6第1項の保安検査を受けないで使用されることがないよう監督すること。
- ⑩ 帳簿の記載及び報告の内容について監督すること。

〈解釈〉⑦の「保安業務の実施及びその結果を確認」には、保安機関から保安業務を実施したことにつき報告された内容を確認し、技術上の基準に適合しないと認められるものについては、所要の措置を講ずることまでが含まれます。

1人の業務主任者に対し2人以上の業務主任者の代理者を選任する場合は、その職務の代行の順序を明らかにする必要があります。

3. 液化石油ガスの貯蔵施設

(1)貯蔵施設の設置

販売事業者は、貯蔵施設を販売所と同一敷地内に設置しなければなりません。貯蔵施設を敷地外に設置する場合は、販売所から5 km以内の場所に設置し、次の①に掲げる要件を満たすことが条件となります。また、貯蔵施設を所有又は占有しなくてもよい場合があります。（法第11条、規則第11条）



① 貯蔵施設

販売事業者は、販売所ごとに面積3㎡以上の貯蔵施設（容器置場）を所有又は占有しなければなりません。

貯蔵施設は、販売所と同一敷地内に設置するか、敷地外の場合は次に掲げる要件を満たし、販売所から5 km以内の場所に設置します。

イ 10分以内に到着できるよう車両を保有する。

ロ 貯蔵施設に従業員で有資格者（保安業務員及び調査員を含む。）が管理人で常駐するか、又は貯蔵施設に関係者以外の者が容易に近づけず立ち入らないような措置を講じる（さく、へいを設け、施錠等を行うことなどが考えられるが、これに限らないと通達に記載されている）。

ハ 共同の貯蔵施設は、販売事業者ごとの占有範囲をへい、くさり等で明確に区分し、必要な器具は専用のものを備える。

ニ 共同の貯蔵施設は、賃貸借契約等により管理責任を明確にする。

② 貯蔵施設の共用

2以上の販売所で1つの貯蔵施設を共用してもよい。ただし使用部分を明確にする。また、面積は販売所数×3㎡以上とする。

③ 面積の算定

イ 柱、壁の中心線から算定する。

ロ 同一敷地内の貯蔵施設は合算して3㎡以上あればよい。

ハ 一般消費者等以外に販売するLPガス容器（高圧ガス保安法適用）が含まれていても、施設面積として販売所ごとに3㎡以上あればよい。

ニ LPガス以外の高圧ガスを併せて貯蔵する場合は、その部分を除いて3㎡以上必要で、かつ、LPガスと区分して貯蔵する。

④ 貯蔵施設を所有又は占有しなくてもよい例

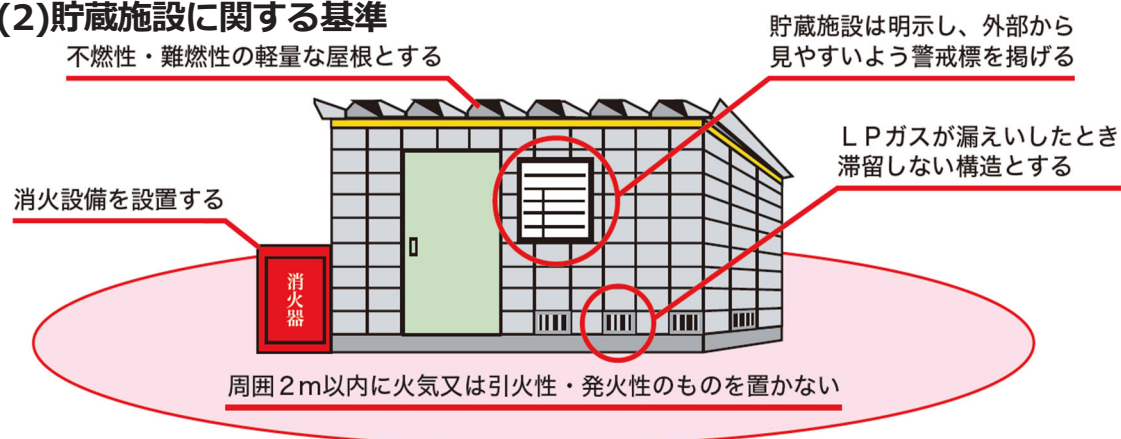
イ 販売事業者が第一種製造者であって、高圧ガス保安法第8条第1号の技術上の基準に適合する貯蔵施設を所有又は占有している場合

- 販売事業者が第一種貯蔵所を所有又は占有している場合
- ハ 一般消費者等へ販売する充てん容器等の保管、容器の引渡し及び引取りを次の者に全量委託している場合
 - ａ 第一種製造者であって、高圧ガス保安法第 8 条第 1 号の技術上の基準に適合する貯蔵施設を所有又は占有している場合
 - ｂ 第一種貯蔵所を所有し、又は占有している者
- ニ 販売事業者が一般消費者等へのＬＰガスの販売を全量バルク供給にしている場合
- ホ 農業協同組合などの所有する貯蔵施設から、組合員の販売事業者が常に仕入れができる場合
- ヘ 近接する資本的結合のある第一種製造者が所有し又は占有する充てん所の貯蔵施設があり、常にＬＰガスの仕入れができる場合

〈解釈〉「貯蔵施設を所有又は占有しなければならない」とは、単に自ら所有し、又は占有しているのみでは足りず自ら使用しうる状態、条件で所有し、又は占有しなければならない。例えば、所有はしているが、他人に貸している場合は、該当しません。

【罰則】法第11条の規定に違反した者＝ 6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法第98条第2号）

(2)貯蔵施設に関する基準



(規則第14条関係)

- ① 貯蔵施設は明示し、外部から見やすいよう警戒標を掲げる。
- ② 第一種・第二種保安物件に対して施設距離以上の距離を確保する。
障壁※を設けることにより施設距離を短縮できる。

※障壁の具体的内容は、例示基準（2.障壁）に示される。また、同例示基準の「対象物を有効に保護できるもの」とは、障壁の先端を曲げる方法とエキスパンドメタルの設置による方法がある。（*）

* 事務連絡（28商ガ第11号、平成28年6月8日）

- ③ 不燃性又は難燃性の軽量な屋根とする。
- ④ ＬＰガスが漏えいしたときに滞留しないような構造とする。
- ⑤ 消火設備を設置する。

(規則第16条関係)

- ① 容器は、充てん容器と残ガス容器にそれぞれ区分して置くこと。
- ② 貯蔵施設には、容器及び計量器等作業に必要な物以外の物を置かない。
- ③ 貯蔵施設の周囲 2 m 以内には、火気又は引火性若しくは発火性の物を置かない。（障壁を設けた場合の定めあり。）

- ④ 容器は常に温度40℃以下に保つ。
- ⑤ 容器には転倒・転落防止措置を講じ、粗暴な取扱いをしない。
- ⑥ 貯蔵施設には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らない。

(3)貯蔵施設の設置の許可等

- ① 貯蔵量が3,000kg以上の貯蔵施設は、設置場所を管轄する都道府県知事(指定都市の区域内にあっては指定都市の長)の許可を受けなければなりません。
- ② 貯蔵量が3,000kg未満の貯蔵施設は、販売事業の登録申請書に構造図等を添付します。

(4)貯蔵施設の設置、変更等

- ① 3,000kg未満の貯蔵施設の変更
 - (例1) 貯蔵施設を販売所敷地内の別の場所に移転
 - (例2) 貯蔵施設の面積の変更
 - (例3) 充てん所を所有するA事業者に配送を全量委託し、貯蔵施設を撤去
- ② 3,000kg以上の貯蔵施設の変更
 液化石油ガスの貯蔵量が3,000kg以上の貯蔵施設を設置又は変更する場合は、貯蔵施設の許可及び完成検査を受けなければなりません。(法第36条の規定により、貯蔵施設について都道府県知事(指定都市の区域内にあっては指定都市の長)の設置の許可を受けた場合は、規則第9条第1項ただし書の規定により、変更届の提出は不要)

(5)完成検査

貯蔵施設の完成検査については、「8. 完成検査(P.24)」を参照してください。

4. LPガスの規格

販売事業者は、規格に適合した液化石油ガスを販売しなければなりません。

規格に適合した液化石油ガスの規格名称は、い号、ろ号、は号と呼ばれ、その成分含有率は次表のとおりです。

また、供給設備に腐しよくを生ずるおそれのある濃度以上の水銀を含有しないものとされています。(法第13条、規則第12条)

名 称	プロパン及び プロピレンの 合計量の含有率	エタン及びエチレン の合計量の含有率	ブタジエンの 含有率
い号液化石油ガス	80%以上	5%以下	0.5%以下
ろ号液化石油ガス	60%以上80%未満	5%以下	0.5%以下
は号液化石油ガス	60%未満	5%以下	0.5%以下

- (注) 1. 圧力は、温度40℃において1.53MPa(ゲージ圧力)以下とする。
 2. 含有率は、モル比によるものとする。

〈参考〉	液化石油ガス中の水銀濃度	プロパン0.009mg/Nm ³ 以下	ブタン0.08mg/Nm ³ 以下
------	--------------	--------------------------------	------------------------------

- (注) 3. 「LPガスの品質に関するガイドライン」(日本LPガス協会)の規定による。

5. 書面の交付

販売事業者は、一般消費者等と販売契約締結の際には、下記記載事項を記した書面を交付しなければなりません。

また、記載事項の内容を変更した場合は、交付をし直すか変更した部分のみを交付しなければなりません。（法第14条、規則第13条）



(1) 契約締結時交付事項等

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ① LPガスの種類 | ④ 消費設備の調査の方法及び周知の方法 |
| ② LPガスの引渡しの方法 | ⑤ 保安機関の氏名又は名称 |
| ③ 供給設備及び消費設備の管理の方法 | ⑥ その他規則第13条で定める事項 |

規則第13条で定める事項

- ① 販売事業者及び保安機関の責任に関する事項
- ② 一般消費者等の責任に関する事項
- ③ LPガスの計量の方法
- ④ 質量販売における残ガスの引取りの方法
- ⑤ LPガスの価格の算定方法、算定の基礎となる項目及び内容の説明＊
- ⑥ 供給設備及び消費設備の所有関係
- ⑦ 供給設備及び消費設備の設置、変更、修繕及び撤去に要する費用の負担の方法
- ⑧ 販売事業者が所有権を有する消費設備を一般消費者等が利用する場合、一般消費者等が支払うべき費用の額及び徴収方法
- ⑨ 販売事業者が所有権を有する消費設備に係る配管の所有権を、販売契約解除時に一般消費者等に移転する場合の清算額の計算方法
- ⑩ 保安機関の名称、住所及び連絡方法

＊参考：規則第13条5号に係る「価格の算定方法」、「算定の基礎となる項目」及び「算定の基礎となる項目についての内容の説明」の解釈については、「通達【平成09・03・17資庁第1号（平成9年3月19日）】／通達【20170207資庁第6号（平成29年2月22日）】」を参照。

- 〈解釈〉
1. 「書面」は、契約書である必要はありません。
 2. 「交付しなければならない」とは、販売事業者に交付義務を課しているだけであって販売事業者に対する交付請求権が一般消費者等にあることを意味するものではありません。
 3. 「液化石油ガスの引渡しの方法」としては、容器に充てんされている液化石油ガスを引き渡す場合には、「継続的消費に支障を生じないように遅滞なく、かつ、配管に接続して」液化石油ガスを引き渡すことを具体的に記載してください。また、容器に充てんされている液化石油ガスを引き渡さない場合には「計画的な容器の交換等により、一般消費者等の継続的消費に支障を生じないように遅滞なく」液化石油ガスを引き渡すことを具体的に記載してください。
 4. 「供給設備及び消費設備の管理の方法」として、消費者が供給設備の取外しを行う場合には、保安の確保のため当該供給設備に係る販売事業者と連絡しなければならない旨記載してください。

5. 販売事業者の保安サービスの内容（消費者宅の調査点検の毎年実施、全消費者宅へのヒューズガス栓設置等）についても記載するようにしてください。
6. 「販売事業者及び保安機関の責任に関する事項」としては、販売事業者及び保安機関の保安上の責任を有する範囲等を記載してください。
7. 販売事業者が保安機関を変更したときは、遅滞なく、一般消費者等に対し書面を交付する必要があります。その際、⑩の内容のみを交付することでもよい。

【罰則】法第14条第2項の規定による命令に違反した者＝30万円以下の罰金に処する。
（法第100条第1号）

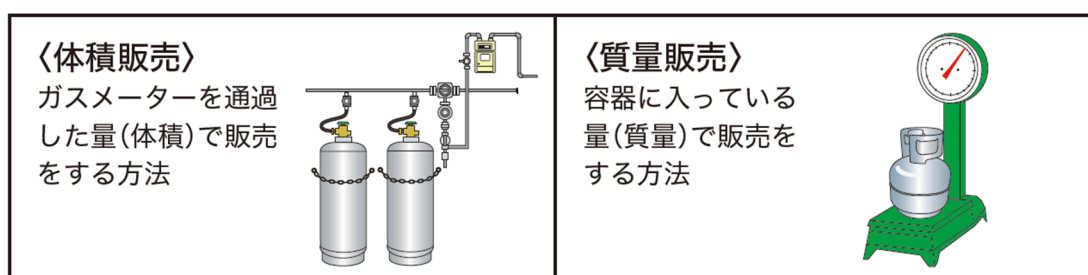
(2)書面以外による交付方法

販売事業者は、一般消費者等の承諾を書面等（書面又は情報通信技術を利用する方法）で得た上で、電磁的方法によって契約締結時交付事項等を提供することができる。（法第14条第3項、施行令第5条、規則第13条第2項）

6. 販売の方法

販売事業者は、規則第16条の規定に基づきLPGガスを販売しなければなりません。販売の基本は、ガスメーターによる体積販売です。

しかし、屋外において移動して消費する場合、内容積20L以下の容器の場合、カップリング付容器用弁を有する内容積25L以下の容器の場合などは、質量販売が可能です。
（法第16条、規則第16条）



(1)販売方法の主な基準

■ 容器関係

- ① 一般消費者等の供給設備・消費設備に取り付ける充てん容器は、外面に使用上支障のある腐しよく、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、LPGガスが漏えいしていないものであること。
- ② 一般消費者等の供給設備・消費設備に取り付ける充てん容器は、充てん期間を6月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものであること。
- ③ 容器交換時に、LPGガスの供給が中断することにより使用中の燃焼器からLPGガスが漏えいしないよう末端ガス栓を閉止する等の措置を講ずること。ただし、一般消費者等へのLPGガスの供給を中断することなく容器交換を行うことができる設備を設けている場合は、この限りではない。

〈解釈〉「その旨を明示」の明示する事項は、「充てん期限□－○」（□は年、○は月を示す。）とし、年については、西暦年4桁とし、月については、次回の再検査を受けないで充てんできる最終日を含む月とする。文字色は赤、一文字の大きさは縦横3cm以上とし、その位置は、容器の胴部の見やすい箇所とします。

■供給、取引関係

- ① 販売事業者の所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合は、L P ガスの供給開始時まで、当該消費設備が販売事業者の所有する設備であることを当該一般消費者等に確認すること。
- ② L P ガスの引渡しは一般消費者等の継続的消費に支障を生じないように遅滞なくすること。
- ③ 一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となるものを請求するときは、その料金その他の一般消費者等の負担となるものの算定根拠を通知すること。
- ④ 販売契約解除の申し出に対し、販売事業者所有設備の取扱いは正しく行うこと。

イ 供給設備

供給設備の撤去は、所有者である販売事業者が自ら行う。販売事業者は一般消費者等から契約解除の申し出があった場合には、正当な事由が無い限り遅滞なく供給設備を撤去（原則一週間以内）すること。

ロ 消費設備

消費設備に係る配管であって販売事業者が所有するものについては、当該一般消費者等が別段の意思表示をする場合そのほかやむを得ない事情がある場合を除き、適正な対価で一般消費者等に所有権を移転すること。

■供給管、配管、集合装置の修理

供給管、配管又は、集合装置を修理するためにL P ガスを遮断するときは保安上支障がない状態で行うこと。

■バルク貯槽

- ① バルク貯槽は規定に基づき検査を行うこと。（バルク貯槽及び附属機器等の検査については、巻末（P.53）の参考資料を参照してください。）
- ② バルク貯槽の修理、清掃又は検査は、保安上支障がない状態で行うこと。

(2)質量販売の可能な場合

質量販売は以下の場合が可能です。（質量販売時の注意事項等については巻末（P.52）の参考資料を参照してください。）

- ① 屋外において移動して消費する場合
（例）屋台（車両による場合を含む。）、イベント、お祭等
- ② 内容積20 L 以下の容器により消費する場合
イ 調整器が接続された内容積8 L 以下の容器（2 kg 容器等）を移動して消費
（例）料理飲食店、宴会場等
ロ 20 L 以下の容器（8 kg 容器等）を配管に接続して消費
（例）工事事務所、臨時的な少量消費先等
- ③ 内容積25 L 以下の容器（カップリング付容器用弁を有するもの）
- ④ 販売契約の締結日から1年以内に取引が停止することが明らかで、登録行政庁が認めた消費の場合
- ⑤ 高圧ガス保安法の適用を受ける販売と不可分な消費の場合
- ⑥ 経済産業大臣が配管に接続することなく充てん容器を引き渡すことを認めた消費の場合
- ⑦ 災害救助法第23条により供与された応急仮設住宅で消費する場合

(3) 容器の引渡し方法

充てん容器の引渡しは、以下の場合を除き配管等に接続して販売します。

- ① 屋外において移動して使用する消費者への販売
- ② 調整器が接続された内容積 8 L 以下の容器での販売
- ③ 内容積 25 L 以下の容器での販売（カップリング付容器用弁を有するもの）

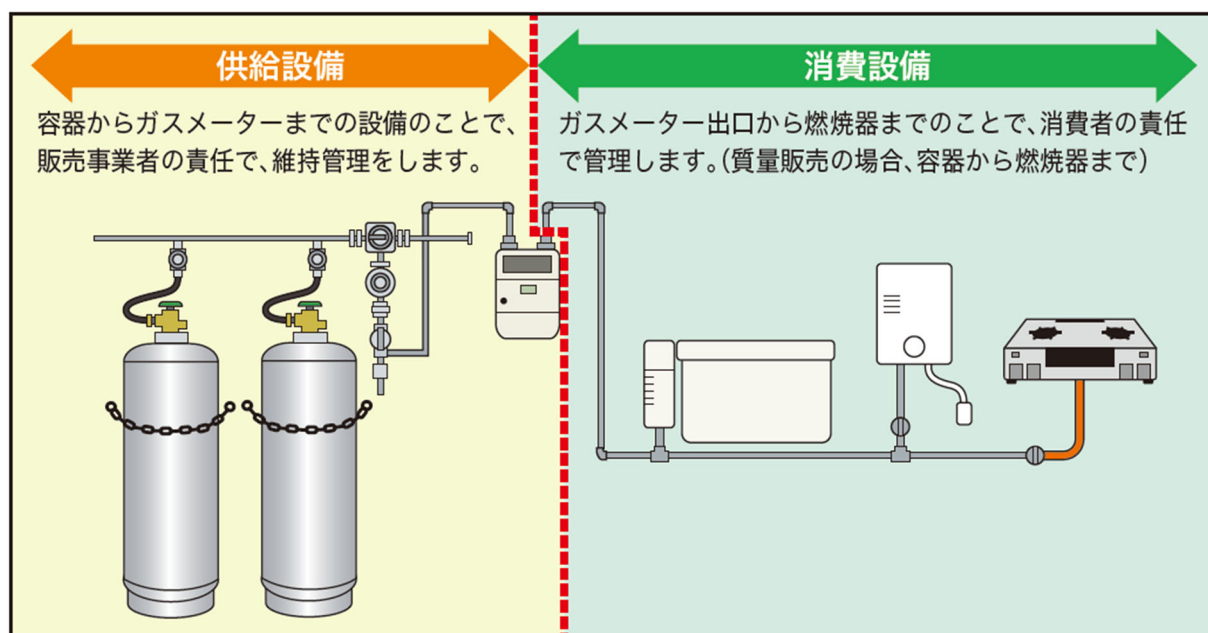
【罰則】 法第16条第1項又は第2項の規定に違反した者 = 30万円以下の罰金に処する。

（法第100条第1の2号）

法第16条の2第2項の規定による命令に違反した者 = 30万円以下の罰金に処する。

（法第100条第2号）

7. 供給設備・消費設備



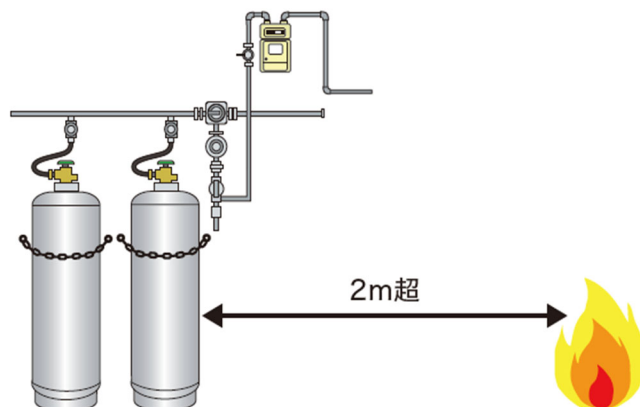
(1) 特定供給設備以外の供給設備の主な基準

販売事業者は、供給設備を技術上の基準に適合するように維持管理しなければなりません。

技術上の基準に適合していない場合は、必要な修理、改造等を販売事業者の責任において行わなければなりません。（法第16条の2、規則第18条）

- ① 貯蔵能力 1,000kg 未満（容器）

イ 容器は火気から 2 m 超離れた屋外に設置すること。



- 容器の転落、転倒、流出防止措置及び腐しよくを防止する措置を講ずること。
- ハ 容器は温度40℃以下に保つこと。
- ニ 供給管等に欠陥がないこと及び腐しよくを防止する措置を講ずること。
- ホ 供給管等からの漏えいはないこと。
- ヘ 調整圧力は2.3kPa以上3.3kPa以下、閉そく圧力は3.5kPa以下、燃焼器入口圧力は2.0kPa以上3.3kPa以下であること。
- ト S型マイコンメータ等*が設置されていること。
- ② 貯蔵能力1,000kg以上3,000kg未満（容器）
 - イ 貯蔵設備が第一種保安物件から16.97m以上、第二種保安物件から11.31m以上の距離を有すること。（障壁等のない場合）
 - 貯蔵設備は、火気を取り扱う施設に対し5 m以上の距離を有すること。
 - ハ LPガスが漏えいしたとき滞留しないような措置を講ずること。
 - ニ 貯蔵設備には、さく、へいを設けること。
 - ホ 貯蔵設備には、外部から見やすいように警戒標を掲げること。
 - ヘ 消火設備を設けること。
 - ト 不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根又は遮へい板を設けること。
 - チ 容器には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷防止の措置を講ずること。
 - リ 容器には湿気、水滴等による腐しよくを防止する措置を講ずること。
 - ヌ 上記①の二、ホ、ヘに適合すること及びS型マイコンメータ*又は同等の機能を有する設備を設置すること。

* 規則第18条第22号イ【異常なガス流量を検知したときに自動的にガスの供給を停止する機能及びその旨の表示を行う機能を有するガスメーター【例示基準第44節（20210203保局第1号 令和3年2月25日付け）に定める機能を有したガスメーター】】

【罰則】法第16条の2第2項の規定による命令に違反した者＝30万円以下の罰金に処する。
（法第100条第2号）

(2)特定供給設備

特定供給設備には以下の設備をいう。（規則第21条）

- ① 特定供給設備
 - イ 貯蔵設備が容器の場合
 - a. 貯蔵能力が3,000kg以上の貯蔵設備
 - b. 気化装置
 - c. 調整器（貯蔵設備に近接するものに限る。以下この場合において同じ。）
 - d. a. ～ c. に準ずる設備（貯蔵設備と調整器の間に設けられているものに限る。）
 - e. 貯蔵設備と調整器の間の供給管
 - f. a. ～ e. の設備に係る屋根
 - g. 遮へい板
 - h. 障壁
 - 貯蔵設備に貯槽又はバルク貯槽が含まれる場合
 - a. 貯蔵能力が1,000kg以上の貯蔵設備
 - b. 気化装置
 - c. 調整器（貯蔵設備に近接するものに限る。以下この場合において同じ。）

- d. a. ～ c. に準ずる設備（貯蔵設備と調整器の間に設けられているものに限る。）
- e. 貯蔵設備と調整器の間の供給管
- f. a. ～ e. の設備に係る屋根
- g. 遮へい板
- h. 障壁

② 特定供給設備の設置、変更

特定供給設備を設置しようとする場合は、設置場所を管轄する都道府県知事(指定都市の区域内にあっては、指定都市の長)の許可を受けなければなりません。（法第36条）

また、変更しようとする場合は、設置の許可をした都道府県知事（指定都市の区域内にあっては、指定都市の長）に変更許可申請をしなければなりません。（様式第29）

なお、軽微な変更の場合は、設置の許可をした都道府県知事（指定都市の区域内にあっては、指定都市の長）に様式第30による届出をしなければなりません。

③ 完成検査

特定供給設備の完成検査については、8. 完成検査を参照してください。

(3)容器の取り外し

供給管若しくは集合装置又は調整器から充てん容器等を取り外すときは、その取り外す充てん容器等について、バルブを確実に閉止し、かつ、安全な場所に移す措置を講ずること。（規則第18条第23号）

(4)消費設備の技術上の主な基準

販売事業者は、一般消費者等が消費設備を規則第44条の基準に適合し維持管理するよう、保安業務などを通して改善提案をしなければなりません。（法第35条の5、規則第44条）

また、CO中毒事故防止対策として、不完全燃焼防止装置付の燃焼器等の設置や、交換を推進していくことが必要です。

① 体積販売の場合

イ 配管等に欠陥がないこと及び腐しよく防止の措置がされていること。

ロ 配管に漏えいがないこと。

ハ 末端ガス栓と燃焼器の接続方法が適切であること。

ニ LPガスに適合した燃焼器が使用されていること。

ホ 燃焼器及び排気筒等が適切に設置されていること。

ヘ 規則第86条に掲げる施設若しくは建築物又は地下室等に設置されている燃焼器は、ガス漏れ警報器の検知区域に設置されていること。

② 質量販売の場合

イ 5Lを超える容器の転落、転倒、流出防止措置及び腐しよく防止措置がされていること。

ロ 容器は常に温度40℃以下に保つこと。

ハ LPガスの使用に適合した調整器であること。

ニ LPガスに適合した燃焼器が使用されていること。

注）都道府県知事又は指定都市の長は、消費設備が技術上の基準に合致しない場合は、その設備の所有者又は占有者に対し、修理、改造、移転の命令ができることになっています。

【罰則】法第35条の5の規定による命令に違反した者＝30万円以下の罰金に処する。

（法第100条第2号）

8. 完成検査

貯蔵施設又は特定供給設備について都道府県知事（指定都市の区域内にあっては、指定都市の長）が行う完成検査を受けようとするときは、当該貯蔵施設又は特定供給設備の所在する都道府県知事(指定都市の区域内にあっては、指定都市の長)に様式第31により完成検査の申請をしなければなりません。（規則第59条）

これらの施設等がこの完成検査に合格した後でなければ、これを使用してはならないこととされています。

ただし、これらの施設等の完成検査を高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が行い、技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事（指定都市の区域内にあっては、指定都市の長）に届け出た場合は、当該貯蔵施設又は特定供給設備を使用することができます。

9. 保安教育

販売事業者は、従業者に対し保安教育を行わなければなりません。（法第18条）

L Pガスによる災害を防止するため、販売事業者は従業者に対して保安教育を実施しなければなりません。

保安教育用の資料としては、以下のものがあります。

- ① 液化石油ガス販売事業者用保安教育指針（KHKS1701）
- ② よくわかるL Pガスの保安と販売

〈解釈〉「保安教育」としては、少なくとも高圧ガス保安協会が行う保安講習会に参加させるとともに、高圧ガス保安協会が作成する「保安教育を施すに当たって基準となるべき事項」を基にして作業標準を作成することが必要であるとして指導されています。

10. 帳簿の記載

販売事業者は次の場合に、その事項を販売所ごとに帳簿に記載し、記載の日から2年間保存しなければなりません。（法第81条、規則第131条）

ただし、書面交付に係るものについては契約終了まで、4年に1回以上の頻度で実施する点検調査に係る事項にあっては、次に実施されるまで保存しなければなりません。

帳簿に記載すべき場合

- ①体積販売を行った場合
- ②質量販売を行った場合
- ③残ガスを引き取った場合
- ④14条書面を交付した場合
- ⑤保安業務を委託した場合
- ⑥貯蔵施設・特定供給設備に異常があった場合
- ⑦バルク貯槽の検査を行った場合
- ⑧バルク貯槽の附属機器の検査を行った場合
- ⑨バルク容器の機器の検査を行った場合

注1）自ら保安業務を実施した場合、保安機関として帳簿の記載が必要です。（規則第131条第2項）

注2）帳簿に記載すべき場合の詳細は、「規則第131条」を参照してください。

〈解釈〉 集団供給及び業務用等で帳簿に配置図又は供給管及び配管等の状況が記載できない場合にあっては、別途図面を作成して保管し、帳簿に別途保管している旨を記載しておくことにより、必要な場合、直ちに取り出せるような体制をとっておくことが必要です。

【罰則】 法第81条第1項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者＝20万円以下の罰金に処する。（法第101条第5号）

11. 報告

販売事業者は、毎事業年度経過後3月以内に、販売事業の登録をした行政庁に、その事業年度末における販売する一般消費者等の数及び保安機関への保安業務の委託状況を、報告しなければなりません。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に報告することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に報告しなければなりません。（法第82条、規則第132条）

注）報告様式については通達第132条（報告）関係を参照。（様式1）

（報告書の押印、署名に関する事項の削除等）平成21年3月19日改正

【罰則】 法第82条第1項又は第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者＝20万円以下の罰金に処する。（法第101条第4号）



12. 事故届

(1) 高圧ガス保安法に係る事故届

販売事業者は次の場合には、遅滞なく、その旨を都道府県知事（指定都市の区域内にあっては、指定都市の長）又は警察官に届け出なければなりません。

- ① その所有し、又は占有する液化石油ガスについて災害が発生したとき。
- ② その所有し、又は占有する液化石油ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。

（高圧ガス保安法第63条第1項、液化石油ガス保安規則第96条（様式第57））

(2) 液化石油ガス法に係る事故届

保安機関は、自ら行っている保安業務の範囲において当該一般消費者等の供給設備又は消費設備に災害が発生したときには、遅滞なく、その旨を警察官に届け出なければなりません。

（規則第133条）

(3) 消費者安全法に係る事故報告（平成21年8月26日付け協力要請による）

販売事業者は、LPGガスの供給先において、死亡、30日以上に加療が必要な重傷、一酸化炭素中毒、消防当局による火災認定のある事故（疑いのある場合も含む。）の発生を知った場合には、速やかに、産業保安監督部に報告するよう要請されています。

〈特定消費設備に係る事故報告、事故届〉

(1) 販売事業者は、「特定消費設備」について次のいずれかの事故が発生したときは、直ちに事故の発生日時及び場所、概要、原因並びに「特定消費設備」の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項について、電話、ファクシミリその他適当な方法により、事故の発生した場所を管轄する産業保安監督部長へ報告しなければならない。

- ・「特定消費設備」の使用により、人が死亡、中毒又は酸欠となった事故
- ・「特定消費設備」から漏えいしたガスに引火して発生した負傷又は物損事故

＊「特定消費設備」とは、ガスメーターから末端ガス栓までの配管等を除いた消費設備であり、名称及び機種については通達〔平成18・12・26原院第5号〕別表2参照

（高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則第93条の2）

(2) 「特定消費設備」に係る事故届書は事故の発生した場所を管轄する都道府県知事（当該場所が指定都市の区域内にある場合であって、当該発生した事故に係る事務が高圧ガス保安法施行令第22条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該場所を管轄する指定都市の長）に提出しなければならない。

（高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則第96条（様式第57の2））

〈参考〉 高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則第93条の2・第96条に係る事故の報告・届出先

事故の種類	報告・届出先	期限等	様式等
a) 特定消費設備に係る以下の事故 ・人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故 ・漏えいしたガスに引火し発生した負傷又は物損事故	以下の①、②の両方に行う。 ①産業保安監督部長 ②都道府県知事又は指定都市の長	①直ちに。追加報告は、事故発生の日から10日以内。 ②遅滞なく	①電話、FAX、その他適当な方法 ②様式第57の2
b) 特定消費設備に係る事故 (a)以外)	都道府県知事又は指定都市の長	遅滞なく	様式第57の2
上記以外のLPガス事故	都道府県知事又は指定都市の長	遅滞なく	様式第57



Ⅳ 認定液化石油ガス販売事業者

1. 認定液化石油ガス販売事業者とは

液化石油ガス法では、一般消費者等の保安を確保する手法として、いわゆる集中監視システム等を導入し、LPGガスの保安の高度化に特に積極的に取り組んでいる液化石油ガス販売事業者を認定する制度を規定しており、認定を受けた液化石油ガス販売事業者を「認定液化石油ガス販売事業者（以下「認定販売事業者」という。）」といいます。（法第35条の6）

認定販売事業者は、保安確保機器の設置及び管理の方法に応じて、「ゴールド保安認定事業者（第一号認定液化石油ガス販売事業者）」、「保安認定事業者（第二号液化石油ガス販売事業者）」に区分されます。（規則第46条）

2. 認定の要件

(1) ゴールド保安認定事業者【第一号認定液化石油ガス販売事業者】（規則第46条）

LPGガスの販売契約を締結している一般消費者等のうち、次の3条件を全て満たした一般消費者等の割合が70%以上であることが必要です。（認定告示第4条関係）

- ① 法令で要求する機能をもった遮断弁を有するガスメーター・調整器等の保安確保機器を一般消費者等に設置していること。
- ② 法令に基づいて保安確保機器の期限管理をしていること。
- ③ 無線等の通信手段を利用した集中監視システムを設置し、緊急時には一般消費者等のガスメーターの遮断弁を遠隔遮断できること。

(2) 保安認定事業者【第二号認定液化石油ガス販売事業者】（規則第50条の2）

LPGガスの販売契約を締結している一般消費者等のうち、次の3条件を全て満たした一般消費者等の割合が50%以上であること。（認定告示第4条関係）

- ① 法令で要求する機能をもった遮断弁を有するガスメーター・調整器等の保安確保機器を一般消費者等に設置していること。
- ② 法令に基づいて保安確保機器の期限管理をしていること。
- ③ 無線等の通信手段を利用した集中監視システムを設置し、緊急時には一般消費者等のガスメーターの遮断弁を遠隔遮断できること。

(3) 留意事項

合併その他の事由による事業の承継により、必要な一般消費者等の割合を一時的に下回った場合であっても、当該承継の日から1年以内は認定要件を満たしているとして取り扱われます。その場合には、遅滞なく、当該承継を証する書面を添えて、認定をした行政庁に対して報告する必要があります。

認定の要件に係る詳細事項

(1) 保安確保機器の種類（規則第45条）

- ① 一定のガス流量を検知したときに自動的にガスの供給を停止する機能を有する機器であって、告示で定めるもの
（マイコンメータS、E、SB、EB型）
- ② ①の機器によりガス供給を停止したことその他一般消費者等の保安に係る情報（特定保安情報）を電話回線等により自動的に伝達する機器
- ③ ②の機器から伝達された特定保安情報を直ちに示す機器であって、①の機器によりガスの供給を停止させることができるもの
〈センター遮断機能がある双方向集中監視システム〉
- ④ 1時間に減圧することができる液化石油ガスの質量が30kg以下の調整器、内径が10mm以下で長さが1.2m以下のゴム製のホースを用いた液化石油ガス用継手金具付高圧ホース、液化石油ガス用ガス漏れ警報器〔ガスの濃度についての指示機構を有するもの及び携帯用のものを除く。〕（規則第44条第1号カに規定される場合に限る。）及び調整器とガスメーターの間に設置される内径が15mm以下で長さが1.2m以下のゴム製のホースを用いた液化石油ガス用継手金具付低圧ホースであって、告示で定める基準に適合するもの

※ 液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示

〈解釈〉「その他一般消費者等の保安に係る情報」とは、保安確保機器を導入したことにより得られる情報であるから、例えば、継続使用時間超過情報、合計流量遮断情報、増加流量遮断情報、ガス漏れ警報連動遮断情報、不完全燃焼警報連動遮断情報、低圧部微小漏えい警告情報、圧力監視異常情報、感震遮断情報等がこれに当たり、また集中監視センターからの遮断に関する情報もこれに含まれます。

(2) 保安確保機器の設置及び管理の方法（規則第46条）

- ① （1）保安確保機器の種類①～③までの機器にあつては告示で定める方法により設置していること。
- ② 液化石油ガス販売事業者が液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等のうち、上記①の方法に基づき保安確保機器が設置されている一般消費者等（認定対象消費者）の割合が告示で定める割合（70%）以上であること。ただし、液化石油ガス販売事業者であつて、合併その他の事由による事業の承継により、当該承継の日認定対象消費者割合が、70パーセントを下回った場合には、当該承継の日から1年以内は、これを適用しない。
- ③ （1）保安確保機器の種類③の機器を設置している者は常時当該機器を監視する者を配置することにより、特定保安情報を監視していること。
- ④ 認定対象消費者の供給設備及び消費設備に設置されている（1）保安確保機器の種類①及び④の保安確保機器には告示に定めるものが設置されていること。
- ⑤ 告示に定める事項を記載した運営管理規程を定め、これにより管理を行うこと。
- ⑥ 保安確保機器を設置する場合は、保安確保機器に係る規則第18条、規則第19条、規則第44条第1号カ、規則第53条及び規則第54条に掲げる技術上の基準に適合すること。

〈解釈〉「常時当該機器を監視する者」（は、機器のオペレーターであり、機器の情報が適切に連絡されているか、運転異常がないかを監視し、また特定保安情報を販売店等に連絡するための要員です。なお、当該機器を設置する者が、入手した特定保安情報に基づき一般消費者等に保安上の指示、助言を行う場合には、保安業務を行うことに該当するため、保安機関として「緊急時連絡」の保安業務区分の認定を受ける必要があります。この場合、監視する者は、前述の業務のほか、当該保安業務も行うことは差し支えありません。

3. 認定LPガス販売事業者に対する特例

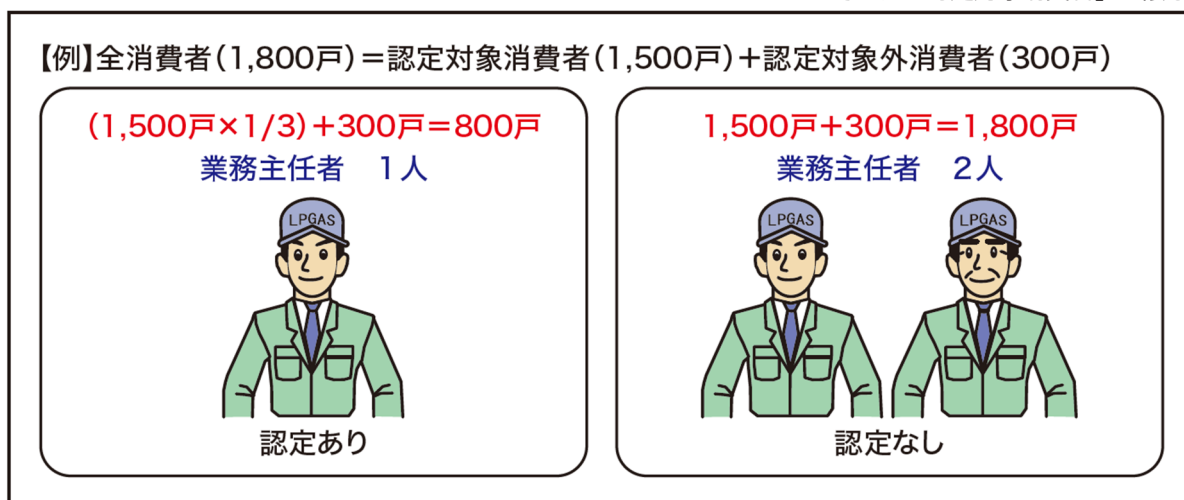
(1) ゴールド保安認定事業者（第一号認定LPガス販売事業者）

① 業務主任者（規則第49条）

▼販売所ごとに選任が義務付けられている業務主任者の選任基準の緩和

→ 基準となる一般消費者等の数から認定対象消費者等*の数の2/3を減じることができる。【例参照】

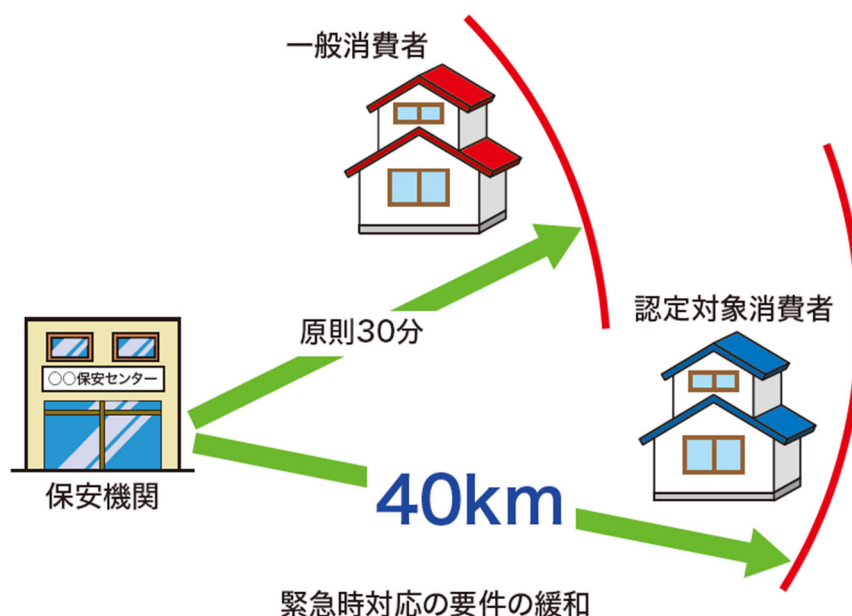
*：ここでは、「認定対象消費者」に限る。



② 緊急時対応（規則第50条）

▼原則として30分以内に到着とされている緊急時対応の要件の緩和

→ 40キロメートル以内を同要件に適合しているとみなす。【下図参照】



③ 点検・調査（法第35条の9、規則第50条）

▼ 4年に1回以上とされている定期供給設備点検及び定期消費設備調査の一部の頻度の緩和

→ 10年に1回以上とすることができる。（参考参照）

a. 定期供給設備点検

- ・調整器とガスメーター間の腐しよく・割れ等
- ・バルブ、集合装置、供給管の腐しよく防止措置
- ・バルブ、集合装置、気化装置及び供給管の漏えい試験
- ・燃烧器の入口圧力
- ・調整器の腐しよく、割れ等及び液化石油ガスの適合性
- ・調整器の調整圧力及び閉そく圧力

b. 定期消費設備調査

- ・配管の腐しよく防止措置
- ・配管の漏えい試験
- ・燃烧器の入口圧力

④ 追加特例（第50条第3号、第5号、認定告示第7条第2項）

さらに、一般消費者等*の設置する燃烧器の全て（飲食店以外の場合には湯沸器、ふろがま、ストーブの燃烧器）が以下のいずれかの要件を満たした場合には、追加特例を受けられる。

イ CO警報器を設置し、ガスメーターと連動して遮断できること。

ロ 不完全燃烧防止装置が付けられていること。

ハ 燃烧器が屋外式であること。

*：ここでは、「認定対象消費者」に限る。

追 加 特 例

①緊急時対応の要件のさらなる緩和

→ 60キロメートル以内を同要件に適合しているとみなす。

②10年に1回以上の頻度の緩和対象を除いた4年に1回以上とされている定期供給設備点検及び定期消費設備調査の頻度の緩和

→ 5年に1回以上とすることができる。

〔参照：パンフレット（LPガス販売事業者の見直し②（P.63））〕

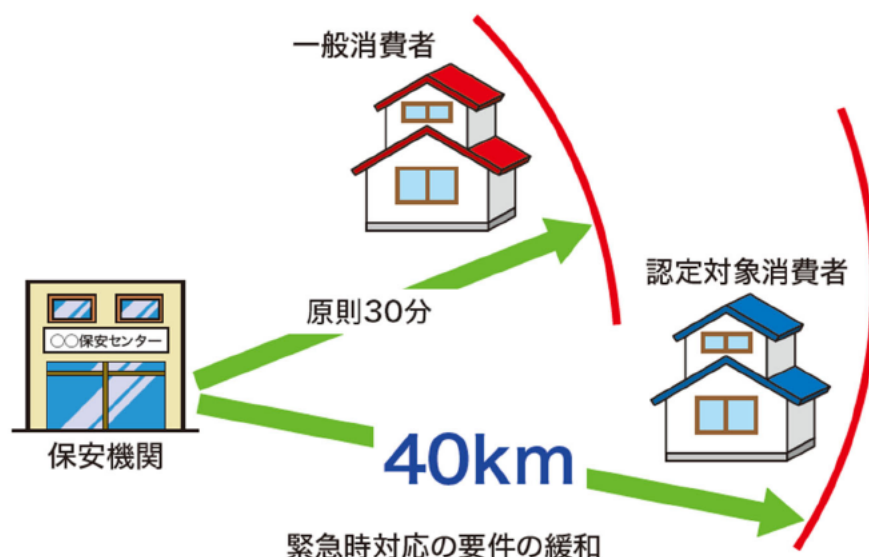
【留意事項】 保安業務（緊急時対応、点検・調査）の特例を受けられるのは、認定を受けた者の認定対象消費者に係るもののみであり、認定を受けた者の一般消費者等のうち、規則第45条第1号から第3号までに定める機器が規則第46条に定める方法で設置されていないものは、特例の対象とはなりません。

(2)保安認定事業者（第二号認定LPガス販売事業者）

▼原則として30分以内に到着とされている緊急時対応の要件の緩和

→ 40キロメートル以内を同要件に適合しているとみなす。

[参照：下図、パンフレット（LPガス販売事業者の見直し①（P.62））]



4. 認定の申請

液化石油ガス販売事業者の認定を受けようとする場合には、様式第26による申請書に保安確保機器の運営管理規程を添付して販売事業の登録をした行政庁に提出しなければなりません。

（規則第47条）

5. 認定液化石油ガス販売事業者の報告

- (1) 認定液化石油ガス販売事業者は、販売契約を締結している一般消費者等の数及び保安確保機器に係る一般消費者等の数を認定行政庁に報告しなければなりません。（法第35条の7）

認定液化石油ガス販売事業者の報告は、毎事業年度経過後3月以内にその事業年度末の状況を販売事業所ごとに様式第27によりしなければなりません。ただし、災害その他やむを得ない事由により期間内に報告することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に報告しなければなりません。（規則第48条第1項、第2項）

- (2) 認定液化石油ガス販売事業者が「合併その他の事由による事業の承継」を行うことにより認定対象消費者以外の一般消費者等の数が増加し、短期的に認定の要件を満たさなくなった場合においては、当該承継から一年間の猶予期間があります。この場合においては、遅滞なく、その旨を認定行政庁に報告しなければなりません。（規則第48条第3項、第4項）

[参照：パンフレット（LPガス販売事業者の見直し③（P.64））、参考（認定液化石油ガス販売事業者の点検・調査の周期）]

参考

認定LPガス販売事業者エンブレム

認定液化石油ガス販売事業者は、以下エンブレムを使用することができます。エンブレムを使用したい場合は、経済産業省ガス安全室宛てに「認定液化石油ガス販売事業者制度エンブレム使用規約」に基づく「誓約書（様式第1号）」を電子メールで送付すると、後日、当該エンブレムの電子データが送付されます。

詳しくは、経済産業省公式Webサイト（https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anzen_torikumi/ninteijigyousha.html）をご確認ください。



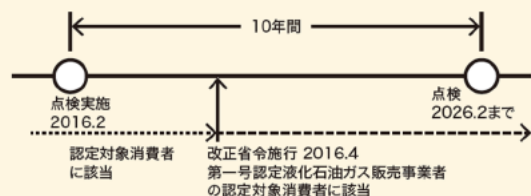


認定液化石油ガス販売事業者の点検・調査の周期

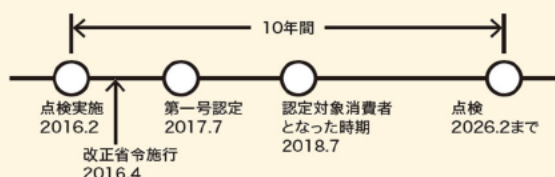
【通達（別添4）】抜粋（元号を西暦に変換して記載）

「第一号認定を受けた際現に液化石油ガスの供給を受けている者における第一号認定後の第1回の点検は、前回の点検から10年までの間に行うものとする。」とは、前回の点検から10年を経過した日より前に行うものであり、例示すれば以下のとおりです。

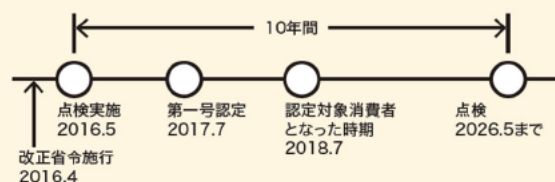
例1) 第一号認定液化石油ガス販売事業者（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第26号。以下2.及び3.において「改正省令」という。）の施行の際現に法第35条の6第1項の認定を受けている液化石油ガス販売事業者に限る。）の場合



例2) 改正省令の施行後に新たに第一号認定を受けた第一号認定液化石油ガス販売事業者であって、改正省令の施行前に点検を実施している場合

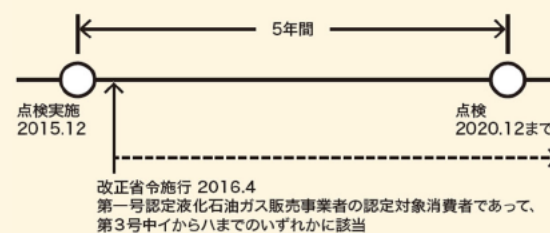
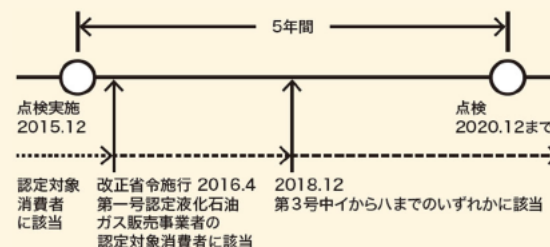


例3) 改正省令の施行後に新たに第一号認定を受けた第一号認定液化石油ガス販売事業者であって、改正省令の施行後に点検を実施している場合

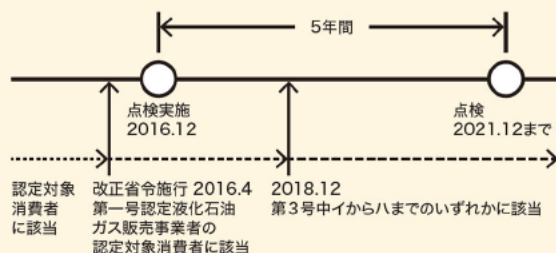


「第一号認定を受けた際現に液化石油ガスの供給を受けている者における第一号認定後の第1回の点検は、前回の点検から5年までの間に行うものとする。」とは、前回の点検から5年を経過した日より前に行うものであり、例示すれば以下のとおりです。

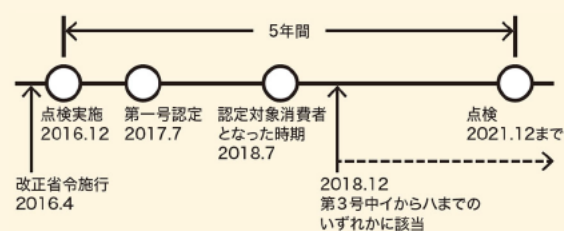
例1) 第一号認定液化石油ガス販売事業者（改正省令の施行の際現に法第35条の6第1項の認定を受けている液化石油ガス販売事業者に限る。）であって、改正省令の施行前に点検を実施している場合



例2) 第一号認定液化石油ガス販売事業者（改正省令の施行の際現に法第35条の6第1項の認定を受けている液化石油ガス販売事業者に限る。）であって、改正省令の施行前に点検を実施している場合



例3) 改正省令の施行後に新たに第一号認定を受けた第一号認定液化石油ガス販売事業者であって、改正省令の施行後に点検を実施している場合





保安業務

1. 保安業務を行う義務

販売事業者は、規定に基づいて、供給設備の点検、消費設備の調査、周知、緊急時の対応を販売事業者自ら保安機関として実施するか、他の保安機関に委託して実施しなければなりません。（法第27条）

2. 保安業務の内容

保安業務は下記の7つに分類されています。（規則第29条）

	保安業務区分の名称	保安業務の内容
①	供給開始時点検・調査	一般消費者等へ新たにガスを供給するときに、供給設備及び消費設備を点検・調査する業務
②	容器交換時等供給設備点検	充てん容器等の交換又はバルク貯槽等への充てん時などに供給設備を点検する業務
③	定期供給設備点検	定期的に容器交換時等供給設備点検項目以外の項目について供給設備を点検する業務
④	定期消費設備調査	定期的に消費設備を調査する業務
⑤	周知	LPGガスの使用上の注意点等、災害発生防止に関する必要事項を、周知チラシ等を用いて一般消費者等に周知させる業務
⑥	緊急時対応	災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、速やかに連絡並びに出動して措置する業務
⑦	緊急時連絡	災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、速やかに連絡により措置する業務



3. 認定

保安業務を行おうとする者は、規則で定める保安業務の区分に従い、認定を受けなければなりません。また認定を受けるには、販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等について保安業務を行う場合にあつて、その販売所の存する場所により認定申請先は決まります。（法第29条）



申請書の提出先は以下のとおりです。

申請者の区分	申請書の提出先
1の指定都市の区域内に設置される販売所の一般消費者等について保安業務を行う場合	当該指定都市の長
1の都道府県の区域内に設置される販売所の一般消費者等について保安業務を行う場合(上記の場合を除く)	当該都道府県知事
1の産業保安監督部の区域内であるが、本部と支部のどちらか一方の区域（従来の経済産業局の区域内）に2以上の都道府県に設置される販売所の一般消費者等について保安業務を行う場合	当該産業保安監督部長 又は支部長*
1の産業保安監督部の区域内であつて本部との支部双方の区域に設置される販売所の一般消費者等について保安業務を行う場合	産業保安監督部長
2以上の産業保安監督部の区域内に設置される販売所の一般消費者等について保安業務を行う場合	経済産業大臣

* 申請書の宛先は、「産業保安監督部長」とする

■ 例

保安業務の委託	申請書の提出先
名古屋市の販売所から保安業務を受託する	名古屋市長
青森県の販売所から保安業務を受託する	青森県知事
青森県と岩手県にある販売所から保安業務を受託する	関東東北産業保安監督部 東北支部長*
青森県と東京都にある販売所から保安業務を受託する	関東東北産業保安監督部長
青森県と北海道にある販売所から保安業務を受託する	経済産業大臣

* 申請書の宛先は、「産業保安監督部長」とする

〈解釈〉申請先は、保安業務の委託の契約が締結される相手方たる液化石油ガス販売事業者の「販売所」の所在地によって決定されるものであつて、「保安機関の事業所」の所在地によって決定されるものではありません。

注) 保安機関は、保安業務を行うべき場合において、これを他人に委託してはなりません。（法第34条第2項）

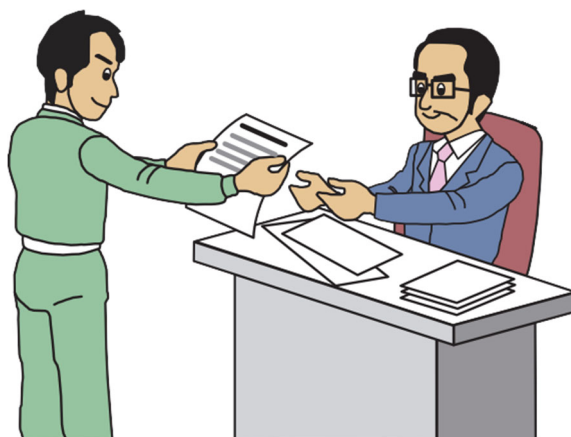
4. 保安業務規程の認可申請等

保安機関は保安業務に関する規程を定め、その認定を受けた行政庁の認可を受けなければなりません。これを変更するときも変更認可申請が必要です。いずれも事前の申請が必要です。（法第35条、規則第39条）

「保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について」通達〔20210204保局第1号 令和3年2月25日付け〕「別添 保安業務規程の記載例について」を参考にしてください。

保安業務規程の変更が必要なケースは以下のとおり多岐にわたりますが、いずれも事前の変更認可申請が必要となります。

- （例1）保安業務規程の内容を変更しようとする場合
- （例2）新たな保安業務区分の認定を受けようとする場合
- （例3）保安業務区分の認定を取り消しようとする場合
- （例4）保安業務区分の消費者の数の増加及び事業所の増加をしようとする場合
- （例5）保安業務区分の消費者の数の減少及び事業所の減少をしようとする場合
- （例6）保安業務資格者（調査員含む）の数を変更しようとする場合
- （例7）保安業務用機器の数を変更しようとする場合
- （例8）年間実働日数及び平均月間実働日数を変更しようとする場合
- （例9）事業所の名称を変更しようとする場合
- （例10）事業所の所在地を変更しようとする場合

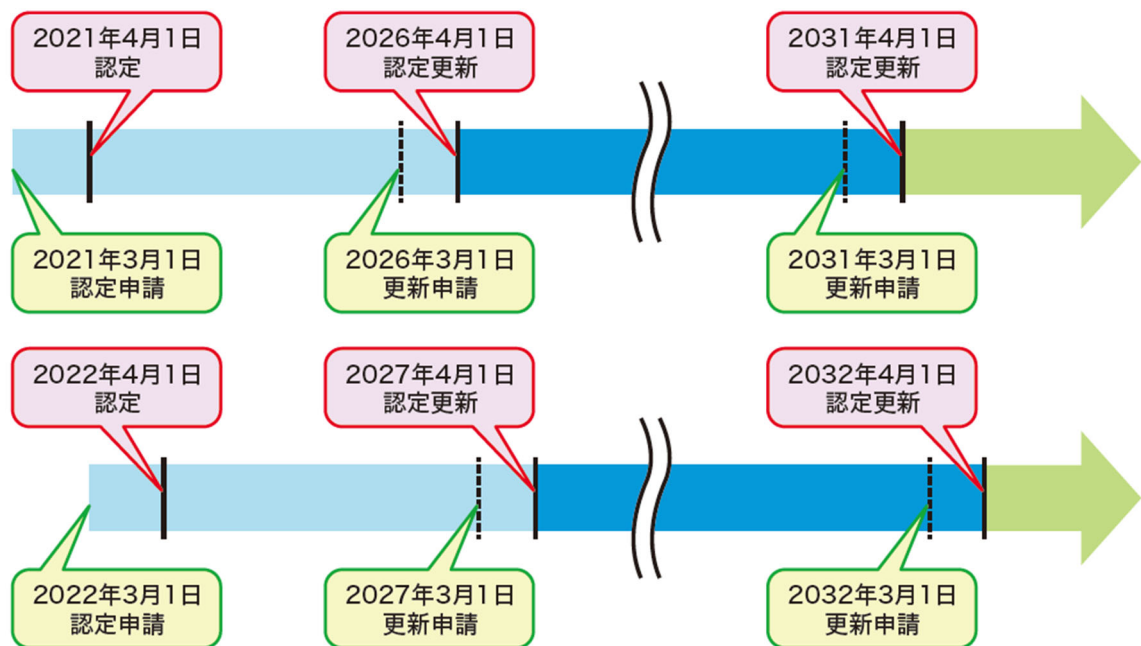


5. 保安機関の認定の更新

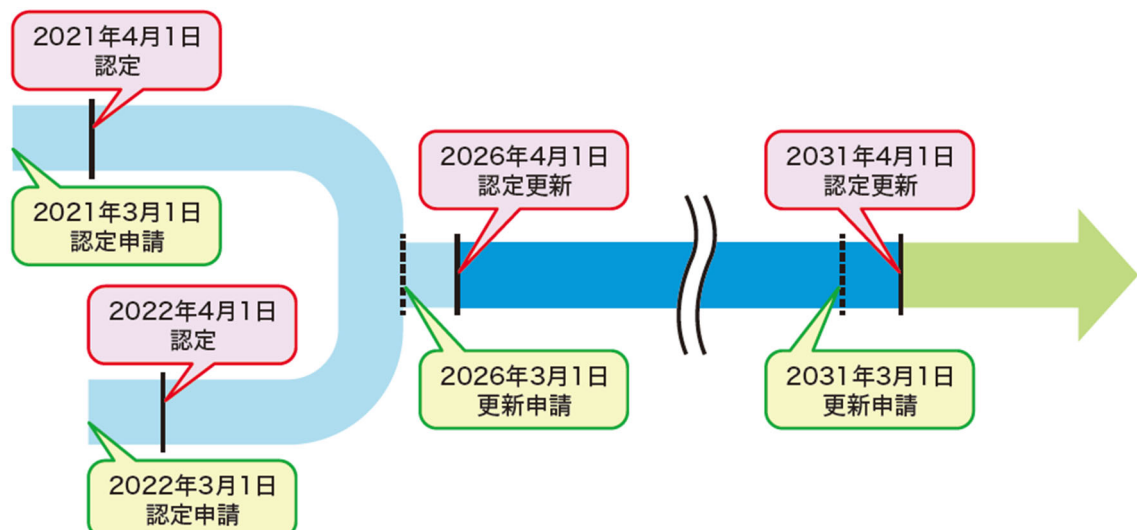
認定を受けた保安業務区分は、認定年月日から5年以内に更新しなければなりません。また、追加認定を受けた保安業務区分は、追加認定時から5年以内に更新しなければなりません。（法第32条、政令第6条、規則第34条）

注）更新の手続きは認定期限の30日前までに申請してください。追加認定がある場合の更新申請は、以下の例のように2通りあります。

（例1）2021年4月1日に保安業務区分「容器交換時等供給設備点検」・「定期供給設備点検」・「定期消費設備調査」及び「周知」の認定を受け、2022年4月1日に新たに保安業務区分「緊急時対応」の追加認定を受けたのち、区分ごとに個別で認定更新を行う場合



（例2）2021年4月1日に保安業務区分「容器交換時等供給設備点検」・「定期供給設備点検」・「定期消費設備調査」及び「周知」の認定を受け、2022年4月1日に新たに保安業務区分「緊急時対応」の追加認定を受けたのち、初めの認定有効期間に合わせて全ての区分を一括で認定更新を行う場合



6. 一般消費者等の数の増減

事業所ごと、保安業務区分ごとに認定を受けた一般消費者等の数を超過して保安業務を行う場合には、増加の認可が必要になります。

また、減少したときは、減少の届出が必要です。（法第33条、規則第35条）

（例1）保安業務区分『容器交換時等供給設備点検』

一般消費者等の数が認定時5,000戸であって、5,000戸を超えると予想される場合、増加認可申請が必要です。（5,000戸を超える前に認可を受ける必要があります。）

申請時
5,000戸



増加予想

増加認定申請が必要

（例2）保安業務区分『緊急時対応』

一般消費者等の数が認定時10,000戸であって、現状3,000戸未満で減少の届出をします。ただし、技術的能力が満足する場合は届出の必要はありません。

申請時
10,000戸



減少

現在
3,000戸



減少の届出が必要

注）「増加認可申請」、「減少届出」を行うときは、保安業務規程の変更認可申請が必要です。

【罰則】法第33条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者＝10万円以下の過料に処する。（法第104条第1号）

7. 認定行政庁の変更の届出

保安業務を実施する販売事業者の販売所の所在地が行政単位を越える場合は、販売所の所在地に相応する行政庁の認定を新たに受けるとともに、従前の認定をした行政庁に認定行政庁変更届を提出しなければなりません。（法第35条の4、規則第40条）

■例

保安機関 現行認定行政庁	委託する販売所の所在地		新認定行政庁	変更届提出先
	現行所在地	変更後販売所		
青森県	青森県	青森県 岩手県	関東東北 産業保安監督部 東北支部	青森県知事
経済産業省	福岡県、佐賀県 山口県、広島県	福岡県	福岡県	経済産業大臣
横浜市	横浜市	横浜市 名古屋市	経済産業省	横浜市長

※保安機関の所管行政庁が監督部（支部）から経済産業省へ変わるような場合（経済産業省から監督部（支部）の場合及び保安監督部（支部）間である場合を含む。）には、あらかじめ新たな所管行政庁にご相談ください。

【罰則】法第35条の4の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者＝10万円以下の過料に処する。（法第104条第1号）

8. 保安機関の変更の届出

保安機関は、法第29条第2項第1号及び第3号に変更があった場合は、認定を受けた行政庁に届け出なければなりません。（法第35条の4、規則第41条）

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ② 保安業務を行う事業所の所在地

【罰則】法第35条の4の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者＝10万円以下の過料に処する。（法第104条第1号）

9. 承継の届出

被承継者の保安機関に係る事業の全てについて譲り受ける場合に行います。

また、相続により事業を承継する場合も届出が必要です。

所管行政庁が同一の場合は、当該行政庁へ届け出ます。

所管行政庁が異なる場合は、承継後の新所管行政庁へ届け出ることとなります。（法第35条の4、規則第42条）

(1) 提出先

承継届書には様式第21「保安機関承認届書（甲）」と様式第22「保安機関承認届書（乙）」がありますので、規則第42条第1項に従い、間違いのないように提出します。

所管行政庁に変更がない場合は、様式第21「保安機関承認届書（甲）」のみをその行政庁に提出します。

■ 例

承継事業者の所管	被承継事業者の所管	承継後の所管	届書（甲）	届書（乙）
経済産業省	経済産業省	経済産業省	○	
経済産業省	都道府県	経済産業省	○	○
九州産業保安監督部	九州産業保安監督部	九州産業保安監督部	○	
九州産業保安監督部	中国四国産業保安監督部	経済産業省	○	
青森県	経済産業省	経済産業省	○	○

(2) 添付書類

承継の届書には、次の書面を添付する必要があります。

- ① 保安機関の事業の全部を譲り受けて保安機関の地位を承継した者にあつては、様式第22の2による書面及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面
- ② 保安機関の地位を承継した相続人であつて、2以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第23による書面及び戸籍謄本
- ③ 保安機関の地位を承継した相続人であつて、②の相続人以外のものにあつては、様式第24及び戸籍謄本
- ④ 合併によって保安機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書
- ⑤ 分割によって保安機関の地位を承継した法人にあつては、様式第24の2による書面、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

10. 保安業務の廃止

保安業務を廃止しようとする保安機関は、認定を受けた行政庁に様式第25による届書により廃止を届け出なければなりません。（法第35条の4、規則第43条）

【罰則】 法第23条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 = 20万円以下の罰金に処する。（法第101条第2号）

1 1. 保安業務の委託

販売事業者及び保安機関は、保安業務について委託契約を締結するときは、次の事項を書面に記載して署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。（法第28条）

- ① 委託する一般消費者等の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は、代表者の氏名
- ② 保安業務の範囲及び期間並びに実施の方法
- ③ 経済産業省令で定める事項（規則第28条）
 - イ 保安業務を実施した結果を販売事業者に連絡する方法
 - ロ 委託に係る一般消費者等が変更した場合の連絡に関する事項
 - ハ 委託に係る供給設備又は消費設備について液化石油ガスによる災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項

〈解釈〉ハの「災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項」とは、

- a 供給設備について災害が発生するおそれがある場合には、供給設備の種類及び所在地、予見される災害の内容並びに保安機関が連絡する相手方（販売事業者及び一般消費者等に被害が及ぶおそれがある場合は一般消費者等）をいいます。
- b 消費設備について災害が発生するおそれがある場合には、消費設備の種類、その消費設備を使用する一般消費者等の氏名及び住所、予見される災害の内容並びに保安機関が連絡すべき相手方（販売事業者及び一般消費者等）をいいます。

1 2. 保安機関の報告

保安機関は、毎事業年度経過後 3 月以内に下記事項を、認定を受けた行政庁に提出しなければなりません。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に報告することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に報告しなければなりません。（法第82条、規則第132条）

- ① その事業年度における保安業務区分ごとの保安業務の実施状況
- ② その事業年度末における保安業務資格者の数及び保安業務に係る一般消費者等の数
- ③ 法人にあっては、その事業年度中の役員又は構成員の構成の変更

注）報告様式については、通達（別添 4）規則第132条（報告）関係「保安業務実施状況報告（様式 2）」を参照。

- * 1 平成28年 6 月 8 日改正（保安業務に係る一般消費者等の数として完了数、拒否数及び不在数の記載欄の追加等）
- * 2 平成28年12月27日改正（周知を実施した一般消費者の数として、書面配布、電子メール、ファイル記録、記録媒体の記載欄の追加）

【罰則】法第82条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 = 20万円以下の罰金に処する。（法第101条第 4 号）

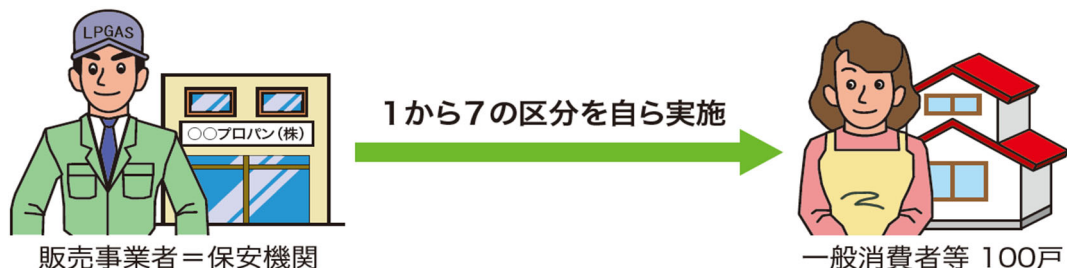
1 3. 保安業務の運用

販売事業者は、次の方法で保安業務を行います。

- ① 全ての保安業務区分を、保安機関として実施するか、他の保安機関に委託する。
- ② 全ての一般消費者等に対し実施するか、一部又は全ての一般消費者等の保安業務を他の保安機関に委託する。

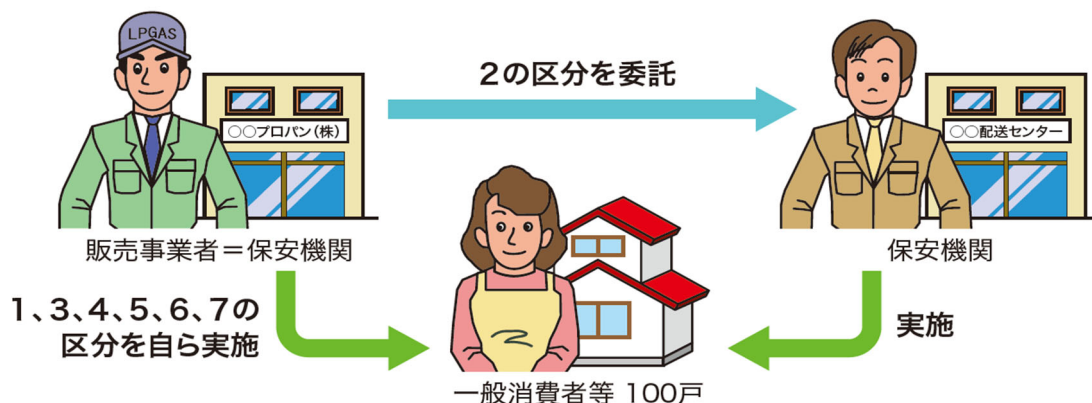
(例 1) 全ての一般消費者等について、全ての区分を保安機関として自ら実施する。

■ 一般消費者等を100戸とした場合



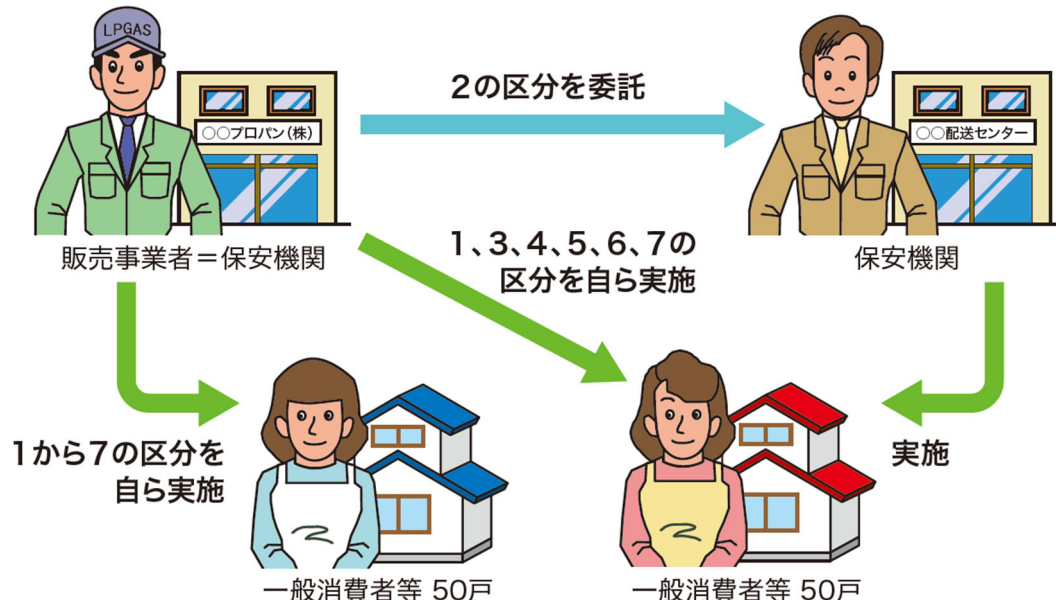
(例 2) 全ての一般消費者等について、一部区分を他の保安機関に委託する。

■ 一般消費者等を100戸とした場合



(例 3) 一般消費者等の一部について、他の保安機関に区分の一部を委託する。

■ 一般消費者等を100戸とした場合





VI 液化石油ガス設備工事

1. 液化石油ガス設備工事

液化石油ガス設備工事は、保安の確保に直結するものであり、販売事業者は設備工事に関して、工事事業者が届出のされている工事事業者であるか、作業者の資格、施工内容などについて、管理することが求められます。

(1) 液化石油ガス設備工事の作業とは

液化石油ガス設備士でなければ従事してはならない液化石油ガス設備工事の作業は、次の作業をいいます。（規則第108条）

- ① 硬質管の寸法取り又はねじ切りの作業
- ② 硬質管の相互を接続し（アーク溶接又はガス溶接の方法による接続に係るものを除く。）、若しくは硬質管を取り外し、又は硬質管の取り外しのために硬質管を切断する作業
- ③ 次に掲げる器具等と硬質管を接続し（イから二までに掲げる器具等と硬質管を接続する作業にあっては、同一型式の器具等の交換に係るものを除く。）、又は取り外す作業
 - イ 気化装置 ロ 調整器 ハ ガスメーター
 - ニ 自動ガス遮断器 ホ バルブ ヘ ガス栓
- ④ 地盤面下に埋設する硬質管に腐しよく防止措置（電気防しよく措置を除く。）を講ずる作業
- ⑤ 気密試験の作業

注）接続、取り外し等の運用及び解釈について

「通達規則第108条（液化石油ガス設備工事の作業）関係」及び「例示基準第40節供給管等の修理又は取り外し」を参照。



(2) 設備工事資格者

特に定められた上記（1）の液化石油ガス設備工事の作業は、液化石油ガス設備士の有資格者でなくては従事してはなりません。（法第38条の7）

液化石油ガス設備士は、設備工事の作業に従事するときは、供給設備、消費設備それぞれが技術上の基準に適合するように作業をしなければなりません。また、設備工事の作業に従事するときは液化石油ガス設備士免状を携帯していなければなりません。（法第38条の8）

なお、配管用フレキ管・ポリエチレン管の工事を行うには液化石油ガス設備士の資格に加え、それぞれの講習の修了が必要となります。（例示基準28節 1. ②（i）1及び（ii）b）

液化石油ガス設備士は法令で定める期間内に講習を受けなければなりません。ただし、災害その他やむを得ない事由により期間内に講習を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けなければなりません。（法第38条の9）（規則第109条）

【罰則】法第38条の7の規定に違反した者＝3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。（法第98条の2第2号）



液化石油ガス設備士

(3)基準適合義務

液化石油ガス設備工事は、供給設備、消費設備それぞれが技術上の基準に適合するようにしなければなりません。（法第38条の2）

注）販売所ごとに液化石油ガス設備士を確保又は特定液化石油ガス設備工事事業者と継続的な委託契約を締結する必要があります。

（通達法第38条の2（基準適合義務）関係）

【罰則】法第38条の2の規定に違反した者＝20万円以下の罰金に処する。（法第101条第1号）

(4)液化石油ガス設備工事の届出

特定供給設備以外で貯蔵能力500kgを超える供給設備で、学校、病院等（規則第86条施設）に係る液化石油ガス設備工事をした者は、遅滞なく、その旨を当該施設又は建築物の所在地を管轄する都道府県知事（指定都市の区域内にあっては、指定都市の長）に届け出なければなりません。

（法第38条の3、規則第88条）

上記設備は、新設以外に次の場合にも届出が必要です。

①供給管の延長を伴う工事

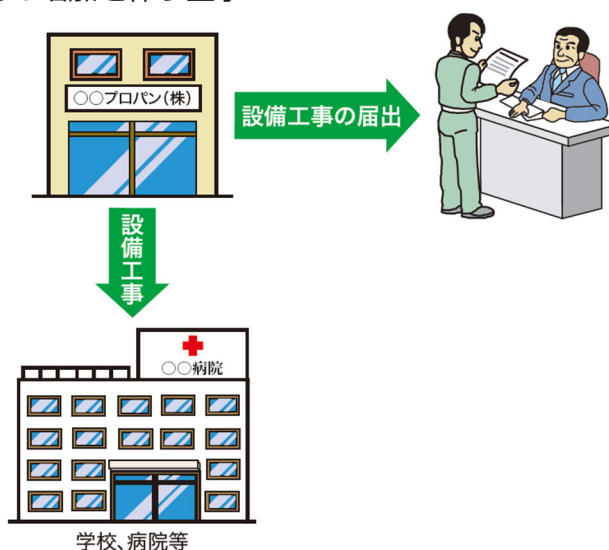
②貯蔵設備の位置の変更又はその貯蔵能力の増加を伴う工事

注1）学校、病院等（規則第86条施設）

であって、貯蔵能力が300kg以上500kg以下の貯蔵設備を設置した場合及び同施設以外の施設に貯蔵能力300kg以上の貯蔵設備を設置した場合は、当該設備を管轄する消防署に届け出てください。

〈消防法：危険物の規制に関する規則第1条の5〉様式第1（第1条の5関係）

「圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書」

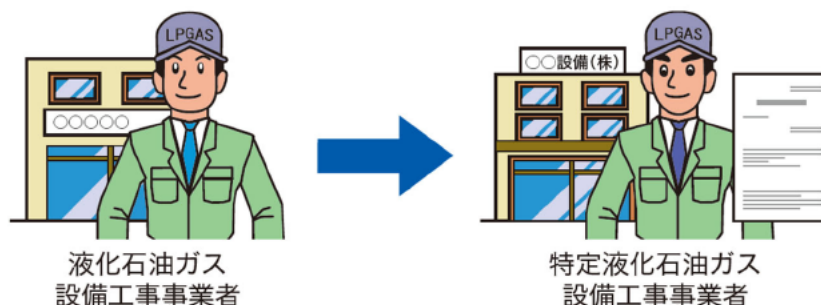


注2）行政によっては、条例等により、事前の届出や設備廃止の届出が必要と定められている場合があります。

【罰則】法第38条の3の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者＝10万円以下の過料に処する。（法第104条第1号）

2. 特定液化石油ガス設備工事業

特定液化石油ガス設備工事業業者でなければ、特定液化石油ガス設備工事の事業を行うことはできません。



(1) 特定液化石油ガス設備工事とは

特定液化石油ガス設備工事は、次のものをいいます。(規則第111条)

- ① 硬質管相互の接続（アーク溶接又はガス溶接の方法による接続に係るものを除く。）若しくは硬質管の取り外し又は硬質管の取り外しのために硬質管を切断する工事
 - ② 次に掲げる器具等と硬質管の接続（イから二までに掲げる器具等と硬質管の接続に係る工事にあつては、同一型式の器具等の交換に係るものを除く。）又は取り外しに係る工事
- | | | |
|-----------|-------|----------|
| イ 気化装置 | ロ 調整器 | ハ ガスメーター |
| ニ 自動ガス遮断器 | ホ バルブ | ヘ ガス栓 |

(2) 特定液化石油ガス設備工事業の届出

特定液化石油ガス設備工事の事業を行おうとする者は、事業所ごとに事業の開始の日から30日以内に、その事業所を管轄する都道府県知事（指定都市の区域内にあつては、指定都市の長）に届け出なければなりません。(法第38条の10第1項)

(3) 特定液化石油ガス設備工事業の変更及び廃止

特定液化石油ガス設備工事業業者は、次の事項に変更があつたとき又は特定液化石油ガス設備工事の事業を廃止したときは、届出をした都道府県知事（指定都市の区域内にあつては、指定都市の長）にその旨を届け出なければなりません。(法第38条の10第2項)

注）特定液化石油ガス設備工事業の届出をしている販売事業者は、販売所等の変更届と連動して変更手続きを行うようにしましょう。

特定液化石油ガス設備工事業の届出、変更及び廃止において届け出る事項

- ① 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- ② 事業所の名称及び所在地
- ③ 設備工事に係る記録及び配管図面の保存の場所及び分類の方法

【罰則】 法第38条の10第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 = 20万円以下の罰金に処する。(法第101条第2号)

法第38条の10第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 = 10万円以下の過料に処する。(法第104条第1号)

3. 工事施工後の表示、記録の保存

特定液化石油ガス設備工事事業者は、規則第115条に係る工事をしたときは、工事に係る供給設備又は消費設備の見やすい箇所に次の事項を記載した表示を容易に離脱しない方法でしなければなりません。(法第38条の11、規則第115条～第117条)

- ① 特定液化石油ガス設備工事事業者の氏名又は名称
- ② 施工年月日又は工事番号
- ③ 連絡先

〈解釈〉規則第115条に係る工事

1. 1の供給設備から2以上の消費世帯（消費世帯の数はガスメーターの数で数える。）に供給するための供給設備の設置又は変更（供給管の変更を伴うものに限る。）に係るもの
2. 1の消費世帯においてガスメーターと1の末端ガス栓の間の配管の長さが屋内において4m以上（立上り部含む。）となる消費設備の設置又は変更（配管の変更を伴うものに限る。）に係るもの

図1 施工後の表示に該当する設備工事

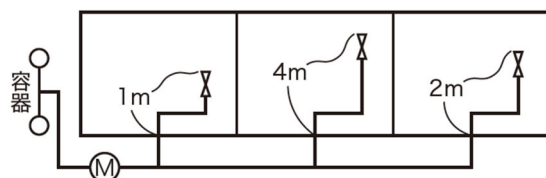
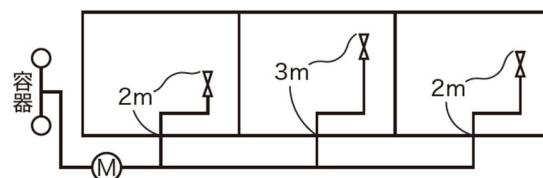


図2 施工後の表示に該当しない設備工事



また、次の事項に関する記録を作成し、当該記録と工事に係る配管図面を工事をした事業所において5年間保存しなければなりません。(法第38条の12、規則第118条～119条)

- ① 特定液化石油ガス設備工事の注文者の氏名又は名称及び住所
- ② 特定液化石油ガス設備工事の内容、施工場所及び施工年月日
- ③ 特定液化石油ガス設備工事に従事した液化石油ガス設備士の氏名
- ④ 施工後の気密試験の結果

〈解釈〉1.表示項目の「連絡先」とは、住所及び電話番号をいいます。

2.「容易に離脱しない方法」とは、次の方法によります

- イ 障壁等平面な箇所に取り付けの場合は釘打ち又はハンダ付け等で固定、供給管又は配管に取り付ける場合は針金等で固定して取り付けます。
- ロ シール等により表示を行う場合は、貼付場所が円滑であり、シールの密着性を確保できるようにします。

3.記録、図面は、施工工事の日付順にファイルする等関係者等からの閲覧又は謄写の申出に応じられるよう整理して保存します。

【罰則】法第38条の11の規定に違反して表示をせず、又は虚偽の表示をした者＝10万円以下の過料に処する。(法第104条第3号)

法第38条の12第1項の規定に違反して記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録若しくは配管図面を保存しなかった者＝10万円以下の過料に処する。(法第104条第4号)

4. 器具の備付け

特定液化石油ガス設備工事事業者は、事業所ごとに自記圧力計を備えなければなりません。
(法第38条の13、規則第120条)



機械式自記圧力計



電気式ダイヤフラム式
自記圧力計

【罰則】 第38条の13の規定に違反して器具を備えなかった者 = 30万円以下の罰金に処する。
(法第100条第5号)

5. 特定工事

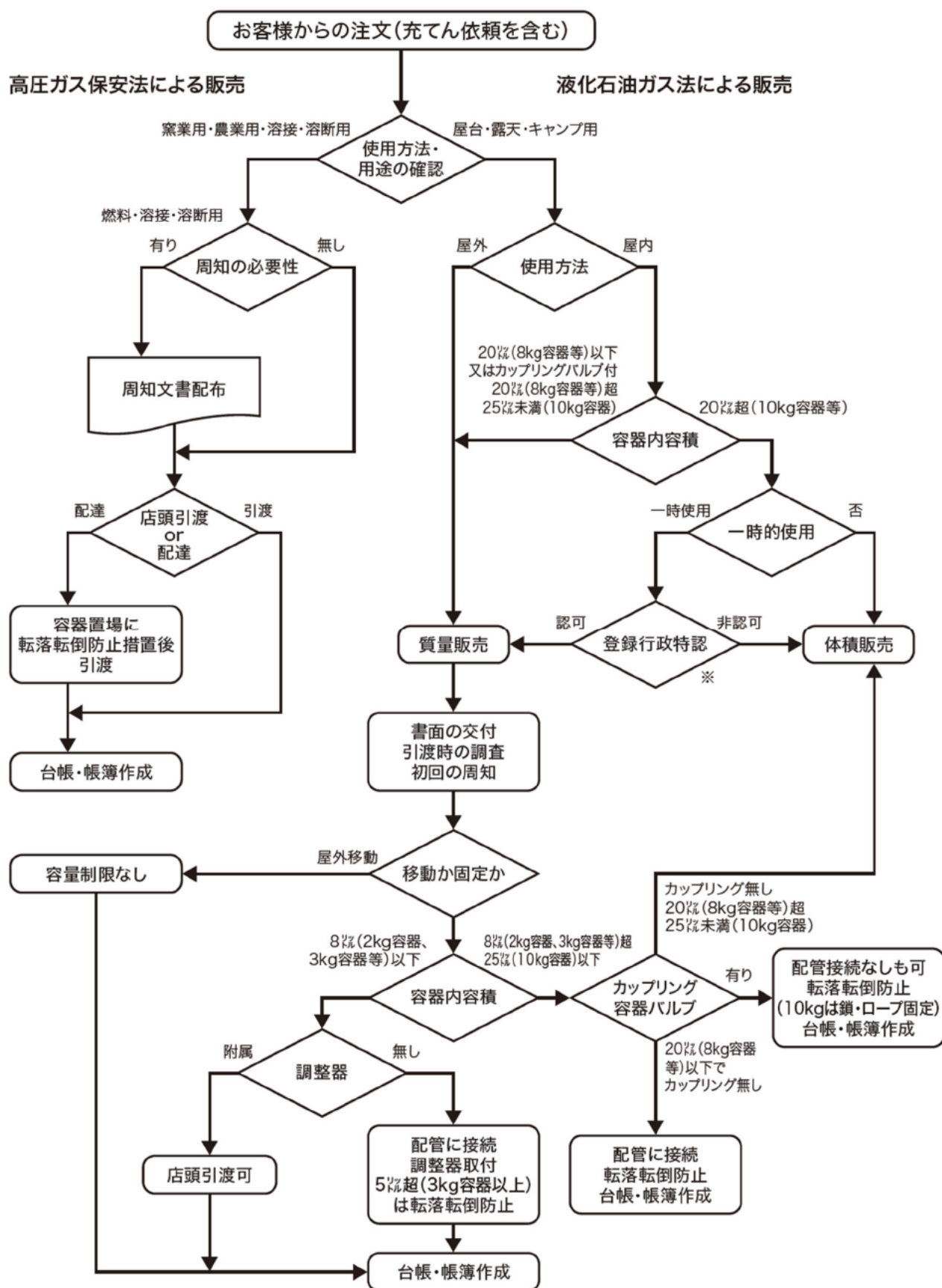
- (1) 特定ガス消費機器の設置又は変更の工事を施工するときは、ガス消費機器設置工事監督者の資格を有する者が自ら行つか、又は実地に監督しなければなりません。(特監法第3条)
- (2) 特定ガス消費機器の設置工事又は変更工事を行った場合には、工事終了後、正しい施工が行われたことを確認し、「特定工事事業者の氏名又は名称及び連絡先」、「ガス消費機器設置工事監督者（液化石油ガス設備士）の氏名及び資格証の番号」及び「施工内容及び施工年月日」を記載した表示ラベルを当該特定工事に係る特定ガス消費機器の見やすい場所に貼付しなければなりません。(特監法第6条)
- (3) 特定工事において燃焼器交換時の場合には、既存の排気筒が技術上の基準に適合していることを確認した上で、表示ラベルの施工内容欄に「機器交換」と明記し、既に貼付されている表示ラベルに重ならない位置に新たに貼付します。
- (4) 特定工事に係る詳細は、巻末の参考資料「特監法のあらまし」を参照してください。

参 考 資 料

1. 質量販売時の注意事項等のフローチャート	52
2. バルク貯槽及び附属機器等の検査	53
3. 特監法のあらまし	56
4. ガス機器の設置工事における資格について	59
5. パンフレット	62



質量販売時の注意事項等のフローチャート



平成25年度保安講習会資料（日本液化石油ガス協議会、（一社）全国LPガス協会）より引用

※販売契約の締結日から1年以内に取引が停止することが明らかで、登録行政庁が認めた消費の場合等



参考 バルク貯槽及び附属機器等の検査

L Pガス販売事業者等は、バルク貯槽及び附属機器等（バルク容器の機器^{注1)}を含む。以下同じ。）についてバルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（以下「バルク告示」という。）に定めるところにより定期的に検査（以下「告示検査」という。）を行わなければなりません。（液石法施行規則第16条第22号及び第23号）

なお、バルク容器本体及びその附属品^{注2)}については、高圧ガス保安法に基づき容器再検査及び附属品再検査を行う必要があります。

注1) バルク容器の機器とは、液面計、過充てん防止装置、カップリング用液流出防止装置、液取入弁、ガス取出弁、液取出弁、均圧弁、安全弁元弁^(*)、ガス放出防止器、緊急遮断装置（内容積4,000 L未満）、カップリングをいいます。なお、バルク容器の機器の告示検査は、附属機器と同様にバルク告示第1条第2項に定めるとおり実施します。

*) 安全弁元弁は、法令上、附属機器に含まれないが、安全管理上は附属機器と同様に取り扱うべきことから、「附属機器等の告示検査に関する基準（KHKS0746）」においては、附属機器に含めている。

注2) バルク容器の附属品とは、バルブ、安全弁、緊急遮断装置（内容積4,000 L以上）をいいます。

1. バルク貯槽及び附属機器等の告示検査

[経過年数＝製造の日からの経過年数]

検査対象	頻度	検査項目	適用条項
バルク貯槽本体	経過年数20年以下：20年 経過年数20年超え：5年	●外観検査 ・目視(外面及び内面)^{注3)} ・非破壊検査(外面又は内面)^{注4)} ・鋼板の厚さ測定 ●耐圧試験^{注5)} ●気密試験^{注6)}	バルク告示第1条第1項
安全弁	5年（検査を受けたことの無いものにあつては製造の日から5年）	●外観検査 ・目視(外面及び内面) ・非破壊検査 ・鋼板の厚さ測定	バルク告示第1条第2項
安全弁以外の附属機器及びバルク容器の機器	経過年数20年以下：20年 経過年数20年超え：5年		

注3) 内面検査については、以下の①②の全てを満たしている場合は除きます。

- ①バルク貯槽の検査に合格したもので、当該検査の日以降、気密性を保持しているもの
- ②経過年数が35年以下のもの

注4) 非破壊検査については、以下の①～④の全てを満たしている場合は除きます。

- ①非破壊検査による確認を経てバルク貯槽の検査に合格したもの
- ②上記①の検査の日から起算して15年以内であること
- ③経過年数が35年以下であると
- ④目視検査により、外面に欠陥がないことが確認されていること

注5) 耐圧試験については、以下のA)またはB)のいずれかに該当する場合を除きます。

- A) 非破壊検査を行い欠陥がないことが確認された場合
- B) 注4)の条件を満たし、非破壊検査による確認を要しない場合

注6) 常用圧力以上の圧力による気密試験については、以下の①～③の全てを満たしている場合は除きます。

- ①バルク貯槽の検査に合格したものであること
- ②経過年数が35年以下であると
- ③上記①の検査の日以降、当該バルク貯槽内に液状の液化石油ガスがある使用状態における圧力において気密性を保持していること

2. 告示検査に向けた体制準備

バルク貯槽及び附属機器等の告示検査に向けた体制準備については、平成29年度に経済産業省から発出された液化石油ガス販売事業者等保安対策指針において、民生用バルク供給システムに使用されているバルク貯槽及び附属機器等のいわゆる20年検査に係る経済産業省、高圧ガス保安協会等の検討状況の把握に努めるとともに、液化石油ガス法施行規則、告示及び高圧ガス保安協会規格を確認し、20年検査に関する具体的な計画の策定及びその準備に着手するよう、L P ガス販売事業者等に対して要請が行われました。

3. 告示検査に係る法令等の改正又は制定に関する動向

平成21年度から平成24年度にかけて行われた経済産業省の委託調査研究において、保安確保を前提として合理的に告示検査を行う際の現行法令上の課題等が取りまとめられました。これを踏まえて、次の①、②及び③に掲げるとおり、液石法の省令及び告示が改正（平成26年6月4日公布）され、平成26年10月22日に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法令関係の基本通達（20140901商局第3号）が改正されました。

また平成31年度から令和2年度にかけて行われた経済産業省の委託調査研究において、製造後の経過年数が20年を超えるバルク貯槽の検査方法の課題等が取りまとめられました。これを踏まえて④に掲げるとおり、液石法の告示が改正（令和4年12月28日公布）されました。

L P ガス販売事業者等は、これらの内容を把握した上で、告示検査の計画策定及び準備に着手することとなります。

- ① 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成26年経済産業省令第31号）（平成26年9月1日施行）

【改正の概要】

改正：作業計画の作成及び作業責任者の指名等、告示検査の記録及びその保存

新設：特定供給設備の許可における貯蔵能力の特例、液化石油ガス設備工事の届出における貯蔵能力の特例

- ② バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成26年経済産業省告示第128号）（平成26年9月1日施行）

【改正の概要】

改正：内面について行う非破壊検査、その他の技術的修正

新設：告示検査に合格したバルク貯槽又は附属機器の表示

- ③ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20140901商局第3号）（平成26年10月22日施行）

【改正の概要】

新設：・告示検査を行うにあたっては、高圧ガス保安協会規格（KHK技術基準）を用いて行うこと。

・貯槽等の修理、清掃、検査又は撤去に先だって仮設供給設備を設置できること。

・告示検査の記録の保存期間

- ④ バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和4年経済産業省告示第212号）（令和4年12月28日施行）

【改正の概要】

改正：製造後の経過年数が20年を超えるバルク貯槽の検査の方法を規定

新設：初回の告示検査に合格した日から15年以内かつ製造後35年以下における非破壊検査、内面目視検査の省略等

4. 告示検査の実施手順

高圧ガス保安協会では、経済産業省の要請に基づき、告示検査及び告示検査を行う前に必ず実施しなければならない作業の具体的な実施手順として、次の3つの高圧ガス保安協会規格（KHK技術基準）を平成26年2月に制定し、平成27年2月にその後の法令改正に伴い、当該法令改正内容等を踏まえた改訂をいたしました。

これら3つの基準は、この告示検査が保安確保の上、円滑かつ確実に行われるよう、具体的な検査方法や判断基準等を規定したものとなっています。

- ①バルク貯槽の告示検査等に関する基準（KHK S0745）
- ②附属機器等の告示検査に関する基準（KHK S0746）
- ③バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準（KHK S0841）

なお、「バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準（KHK S0841）」では、告示検査の期限対応などに伴うバルク貯槽の移送について、設置先でのバルク貯槽内のLPガス回収が困難な場合等であって、LPガスが充てんされたままのバルク貯槽をLPガスが安全に回収できる場所まで移送する場合の方法等について規定した「LPガスバルク貯槽移送基準（KHK S0840）」を基準中の多くの箇所で準用しているため、告示検査前作業を確実にを行うには当該基準も必要になります。



参考 特監法のあらまし

1. 特監法の概要

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和54年5月10日法律第33号 以下「特監法」という。）において特定ガス消費機器の設置または変更の工事を行う者（特定工事事業者）は、その工事を行うとき、「ガス消費機器設置工事監督者」の資格を有する者（液化石油ガス設備士等）に実地に監督させ、又はその資格を有する特定工事事業者が自ら実地に監督若しくは自ら工事を行い、工事終了後に所定の表示をすることと定められています。

表1 特定ガス消費機器

半密閉式 および密閉式	ガスふろがま
	ガス瞬間湯沸器12kWを超えるもの
	その他の湯沸器7kWを超えるもの
当該機器の排気筒および排気筒に接続される排気扇	

表2 ガス消費機器設置工事監督者の資格(特監法第4条第1項)

資格の種類	資格の根拠等
講習修了資格者	(一財)日本ガス機器検査協会が実施する資格講習
液化石油ガス設備士	液化石油ガス法第38条の4
経済産業大臣認定者	(一財)日本ガス機器検査協会が実施する認定講習

2. 特定工事

特定工事とは、特監法の対象となる燃焼器（給排気設備を含む）の設置および変更工事（燃焼器の取替え工事も含む）をいい、軽微な工事（屋外設置や排気筒等の変更工事及び燃焼器の変更工事）は除外されています。（詳細は、次表参照）

表3 特定工事の内容

燃焼器を設置する場所	工 事 内 容	特定工事	表示ラベル
屋 内	燃焼器・給排気設備の同時設置	対 象	要
	燃焼器の交換	対 象	要
	排気設備（排気筒等）の交換	対 象	要
	燃焼器の修理・調整*1	対象外	不 要
屋 外	給排気管・排気筒を屋内に設置する場合*2*3	対 象	要
	給排気管・排気筒を設置しないかまたは、給排気管・排気筒を屋外に設置する場合	対象外	不 要

*1 ガスの消費量の増加、位置の変更、告示で定める安全装置の機能の変更を伴わないものに限る。

*2 屋外設置専用機器の排気筒は、屋内に設置してはならない。

*3 軽微な工事については、特監法施行規則第2条を参照。

これら特定工事施工完了後は、引渡し前に燃焼器および給排気設備が正しく作動することを監督者自身の目で確認する必要があります。例えば給排気設備と燃焼器本体とか別々に設置されるような場合では、監督者としての責任を誰がもつのかを明確にし、事前に相手側とその施工内容および監督の方法などについて、十分に打合せを行う必要があります。

また完成検査時には立会いを求めあうなど、相手側施工部分に不具合が出た場合の対処方法などについて、あらかじめ配慮しておく必要があります。

3. 特定工事の監督の要点

(1) 特定工事の監督

「ガス消費機器設置工事監督者」(液化石油ガス設備士等)は、特定工事を実地に監督し、工事完了後、表示ラベルを貼付しなければなりません。(以下の①～④を参照)

- ① 特定工事の施工場所において、特定ガス消費機器の設置場所、排気筒等の形状および能力並びに安全装置の機能を喪失させてはならないことを指示する。
- ② 特定工事の施工場所において、特定工事の作業を監督する。
- ③ 特定工事の施工場所において、特定ガス消費機器が技術上の基準に適合していることを確認する。
(対象機器及び具体的な調査方法については告示・通達による)
- ④ 特定工事完了後、表示ラベルを貼付する。

表示ラベルの貼付

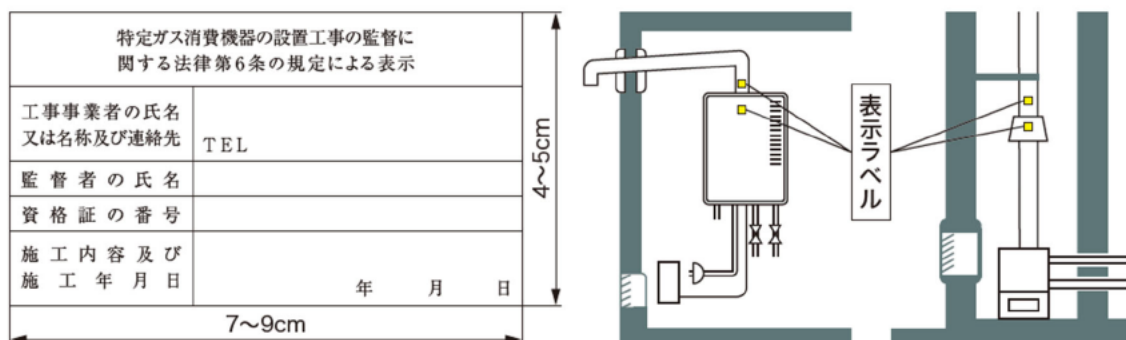
特定ガス消費機器の設置工事又は変更工事を行った場合には、工事終了後正しい施工が行われたことを確認した後、燃焼器本体と排気筒の両方を設置又は変更した場合は表示ラベル(下図参照)を2枚用意し、燃焼器本体と排気筒の見やすい位置に貼付します。

また、燃焼器交換時には既存の排気筒が技術上の基準に適合していることを確認した上で、表示ラベルの施工内容欄に「機器交換」と明記し、既に貼付されている表示ラベルに重ならない位置に新たに貼付します。

※表示ラベルの記入上の注意

1. 貼付する前に必要事項を記入する。
2. 文字は容易に消えないものとする。(黒色のボールペン・油性のサインペン・マジックペン等で記入)
3. 施工内容の記入例→機器及び排気筒設置・機器設置・機器交換・排気筒設置・排気筒交換 など

表示ラベルの貼付箇所等



	機器と排気筒等を同時に設置又は交換		機器のみ交換		排気筒等のみ交換及び位置変更		機器の設置位置の変更	
	機 器	排気筒等	機 器	排気筒等	機 器	排気筒等	機 器	排気筒等
半密閉式燃焼器 (CF式・FE式)	○	○	○	—	—	○	◎	◎
密閉式燃焼器 (BF式・FF式)	○	—	○	—	◎	—	◎	—
密閉式燃焼器給排気部延長 (FF・BF-C・BF-DP)	○	○	○	—	—	○	◎	◎
ラベルの貼付位置例 ■ 新ラベル ■ 旧ラベル								

○ : 新規にラベル貼付 ◎ : 旧ラベルに重ならないよう新ラベル貼付

(2) 監督の要点

工事施工前	(1) 特定工事の施工場所、設置場所の現場確認をする。 (2) 既存のものがある場合は、既存の特定ガス消費機器の現場確認をする。 (3) (1)、(2)に基づき、技術上の基準と照合し、総合的な判断を行い、施行方法を指示する。 * 排気筒等の形状及び能力の他に安全装置の機能を喪失させてはならないことを指示することが追加された。
施 工 中	特定工事の作業を現場にて監督する。特に隠ぺい部など、工事完了後に確認することが困難な場所に設置されるものは、工事の工程ごとに監督、確認をする。
工事施工完了後	特定ガスの消費機器の設計・施工上の注意事項を参考にして、機器の工事説明書に基づき、技術上の基準に適合していることを、現場にて確認する。

(3) 同一工事において監督者が変わる場合の留意点

これら特定工事施工完了後は、引渡し前に燃焼器および給排気設備が正しく作動することを監督者自身の目で確認する必要がある。例えば給排気設備と燃焼器本体とが別々に設置工事されるような場合では、監督者としての責任を誰がもつのかを明確にし、事前に相手側とその施工内容および監督の方法などについて、十分に打合せを行う必要があります。

また、完成検査時には立会いを求めるなど、相手側施工部分に不具合が出た場合の対処方法などについて、あらかじめ配慮しておく必要があります。

(4) 工事記録

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（特監法）第7条（報告の徴収）により特定工事に関する報告を求められることがあり、過去における工事図面など記録がないと正しい報告をすることができなくなるので、特定工事完了後、監督者は工事記録を作成し、保管する必要があります。工事記録内容は、特定ガス消費機器設置工事記録（例）を参照。

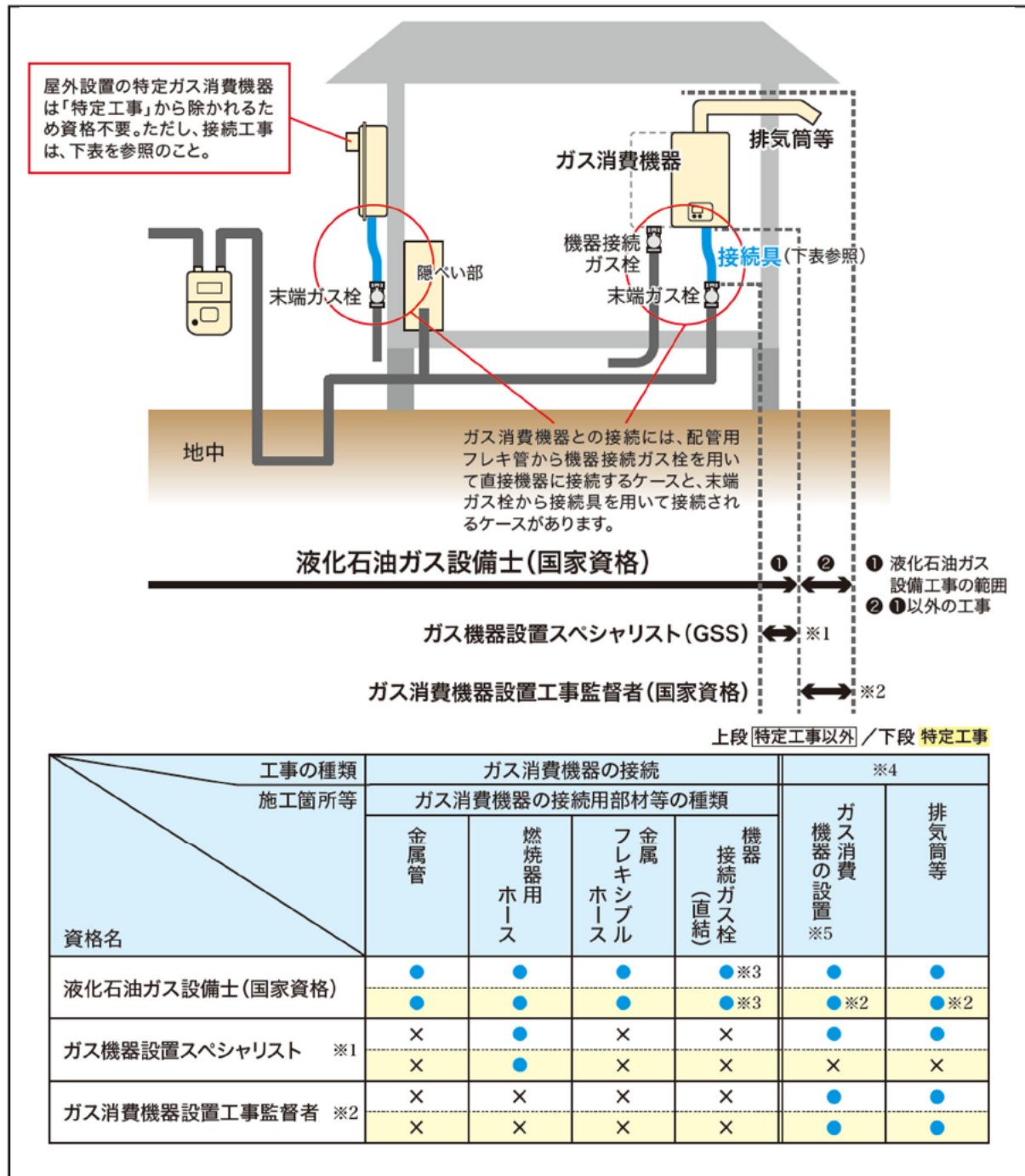
(例)

特定ガス消費機器設置工事記録（ 年 月 日作成）

お客様	氏名					
	住所 (建物名)		市	区	町	番地
申込者	TEL					
施工年月日	年 月 日					
監督者名			資格 No.			
工種	1	機械設置	2	機器交換	3	給排気部設置
	4	給排気交換	5	排気筒設置	6	排気筒交換
燃 焼 器	機 種	C F ・ F E ・ B F ・ F F		メーカー名	型式名	製造年月
排 給 気 排 高 気 筒	使用部材	SUS304 その他（ ）				
	接続方法	ロック機構 リベット止め その他（ ）				
設置場所	1 屋内 ① 台所 ② ふろ場 ③ その他 2 屋外					
工事概要図面または写真						

LPガス機器の接続工事

LPガス機器におけるガス接続工事（取り付け・取り外し）には、液化石油ガス設備士の国家資格が必要です。

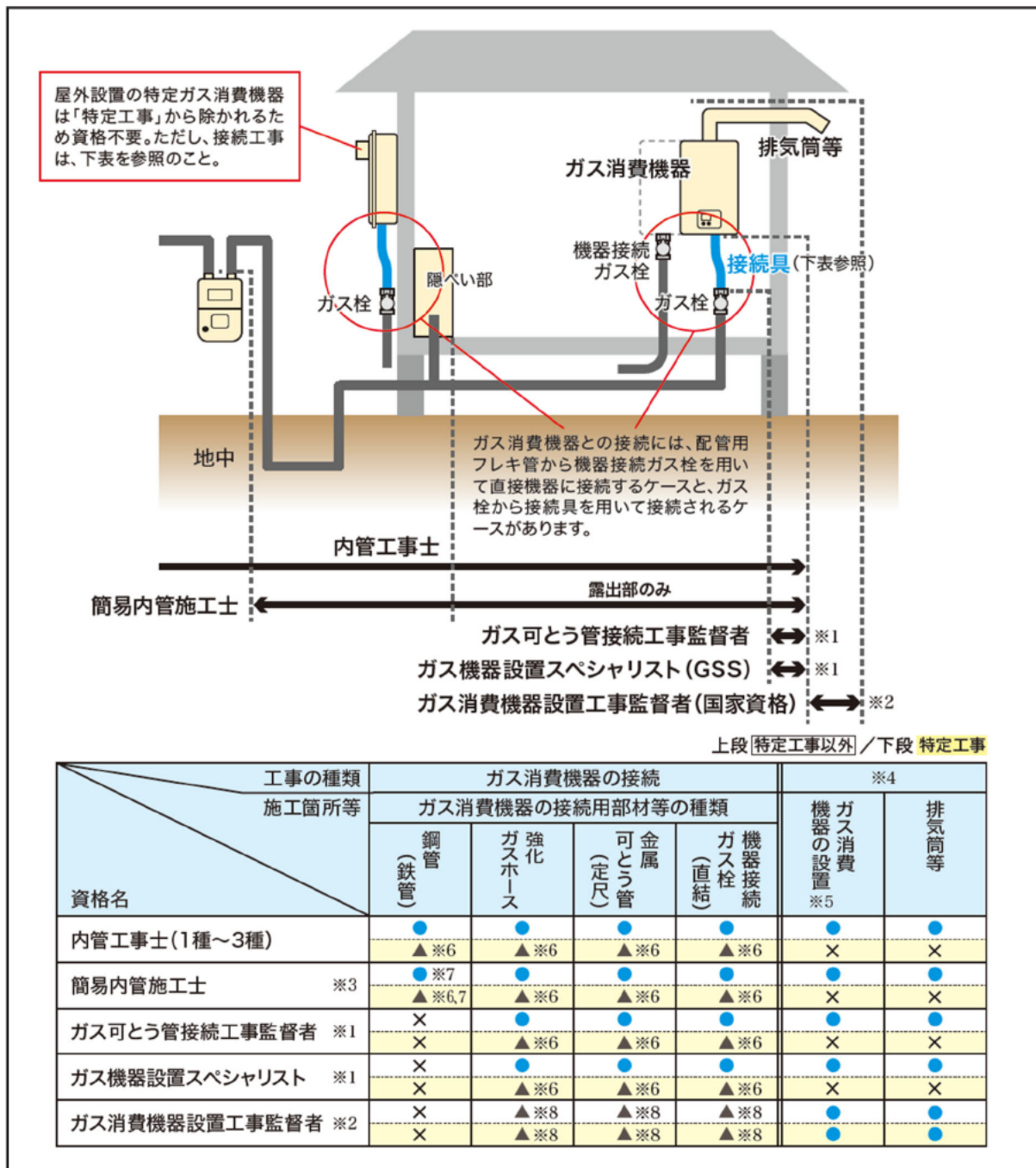


留意事項

- ※1 上図青色の部分の接続具が燃焼器用ホースに限りガス機器設置スペシャリストでも工事が可能ですが、既存の接続が燃焼器用ホース以外の接続具の場合は取り外しはできません。
- ※2 液化石油ガス設備士もガス消費機器設置工事監督者の資格を保有していると認められています。(P.56表2参照) 業務範囲は、特監法に基づく特定工事に限られます。
- ※3 機器接続ガス栓と配管用フレキシ管（非定尺）との接続工事は、フレキシ管講習を修了した者に限られます。
- ※4 特定工事の場合、特定ガス消費機器（P.56表1参照）の設置等
- ※5 接続以外の工事。接続工事は、表中「ガス消費機器の接続」によります。

都市ガス機器の接続工事

都市ガスの接続工事の場合は、使用する接続具によって必要とされる民間資格の種類が異なります。



留意事項

- ※1 ガス可とう管接続工事監督者及びガス機器設置スペシャリストの場合は、金属可とう管及び強化ガスホースを用いての接続及び機器接続ガス栓と機器との接続、取り外し工事が可能ですが、同ガス栓含むガス栓自体の取り付け・取替工事はできません。(上図)
- ※2 液化石油ガス設備士もガス消費機器設置工事監督者の資格を保有していると認められています。(P.56表2参照) 業務範囲は、特監法に基づく特定工事に限られます。
- ※3 16m³/h以下のマイコンメーターの下流側露出部における工事に限ります。
- ※4 特定工事の場合、特定ガス消費機器(P.56表1参照)の設置等
- ※5 接続以外の工事。接続は「ガス消費機器の接続」によります。
- ※6 ガス消費機器設置工事監督者の資格が併せて必要です。
- ※7 ねじ切りを伴わない作業に限定されます。工事範囲の詳細は資格講習実施機関に確認してください。
- ※8 当該接続工事は、接続に関する高度な知識・技能を有するものが行うこと。【参照：黒本第8版(P.272)基本規定29】

ガス機器の設置工事における資格

※可とう管には金属可とう管と強化ガスホースの種類があります。

資格	工事の範囲	ガスの種類	有効期限	資格講習等 実施機関
液化石油ガス 設備士 (国家資格)	●LPガスの家庭用・業務用消費者の配管工事 ①硬質管相当の接続もしくは硬質管の取り外し、硬質管の取り外しの為に硬質管を切断する工事 ②気化装置・調整器・自動ガス遮断機・バルブ・ガス栓と、硬質管を接続する工事（同一型式の交換を除く）	LPガス	初回3年、 以降5年	高圧ガス ^{※1} 保安協会
ガス機器設置 スペシャリスト	●家庭用の常設形ガス機器および付帯設備を設置する工事 ●都市ガス用ガス栓出口とガス機器とを可とう管（強化ガスホース・金属可とう管）を用いて接続する工事 ●液化石油ガス用末端ガス栓出口とガス機器とを燃焼器用ホースを用いて接続する工事 ●都市ガス用のガス機器の場合、機器接続ガス栓を用いて接続する工事	都市ガス LPガス	3年	(一財) 日本ガス機器 検査協会
ガス消費機器 設置工事監督者 (国家資格)	●特定ガス消費機器（P.55表1参照） ●特定ガス消費機器の排気筒、給排気部および当該排気筒に接続される排気扇を設置する工事 ※液化石油ガス設備士は、「ガス消費機器設置工事監督者」資格者と認められています。	都市ガス LPガス	3年	
内管工事士 (1種～3種)	●大規模集合住宅・商業用建物等の新設工事（1種） ●戸建住宅・小規模集合住宅等の新設工事（2種） ●燃焼機器の取替え等に伴うフレキ管による軽微な増設・変更工事（3種） ●燃焼機器の取替え等に伴うねじ配管による軽微な増設・変更工事（3種の付加資格）	都市ガス	3年	
簡易内管施工士	●既設配管等におけるマイコンメーターの下流側からガス栓までの露出部分、ガス栓からガス機器への接続工事 ^{※2}	都市ガス	3年	
ガス可とう管 設置工事監督者	●ガス栓とガス機器の間をガス可とう管で結ぶ工事 ●機器接続ガス栓による接続工事	都市ガス	指定無	

※1 第一講習は除く。

※2 ねじ切りを伴わない作業に限定。詳細は、資格講習等実施機関に確認のこと。

都市ガスとLPガスで使用する接続具の名称の違い

都市ガスとLPガスでは、似た形状の接続部材でも、それぞれ専用となり名称も異なりますので、注意が必要です。

※接続方法等は、黒本*（第7版基本規定21、第8版基本規定23【接続方法の区分】）を参照。

イラストは一例です。		LPガス	都市ガス
		金属フレキシブルホース	金属可とう管（定尺）
		燃焼器用ホース	強化ガスホース

LPガス販売事業者の皆さまへ

認定LPガス 販売事業者制度

平成28年4月より新たな認定制度がスタート!

～お客さまにも事業者にもメリットの多い制度です～



認定LPガス販売事業者制度は、
集中監視システムなど高度な保安機器を導入し、
保安の高度化に積極的に取り組んでいるLPガス販売事業者を
経済産業大臣または都道府県知事が認定するものです。

LPガス販売事業者の認定要件

以下の条件のすべてを満たす認定対象消費者が一定割合以上であること

- ①法令で要求する機能をもったガスメーター・調整器等の保安確保機器を一般消費者等宅に設置していること。
- ②法令に基づいて保安確保機器の期限管理をしていること。
- ③集中監視システムを設置し、緊急時には一般消費者等宅のガスメーターの遮断弁を遠隔遮断できること。

認定LPガス販売事業者制度の見直し①

認定要件を緩和・細分化し、現行要件の70%以上に加えて、50%以上が追加されます。

保安認定事業者(第二号認定LPガス販売事業者)

- 認定の要件** → 認定対象消費者の割合が**50%以上70%未満**であること。
- インセンティブ** → 緊急時対応の要件の緩和 → **40km以内**を同要件に適合しているとみなす。

【緊急時対応】

保安機関の事業所から
半径40km以内の認定対象消費者へ
緊急時対応が可能であること
(原則30分以内に到着する距離に
適合しているものとみなされます)。



認定LPガス販売事業者制度の見直し②

ゴールド保安認定事業者(第一号認定LPガス販売事業者)

認定の要件 ・認定対象消費者の割合が**70%以上**であること。

インセンティブ ・緊急時対応の要件の緩和 → **40km以内**を同要件に適合しているとみなす。

・業務主任者の選任基準の緩和 →
基準となる一般消費者等の数から認定対象消費者等の数の
3分の2を減じることができる。

・4年に1回以上とされている定期供給設備点検および
定期消費設備調査の一部の頻度緩和 →
10年に1回以上とすることができる。

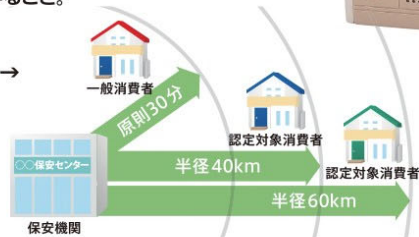


追加要件 以下のいずれかの要件を満たすと追加インセンティブを受けることができます。

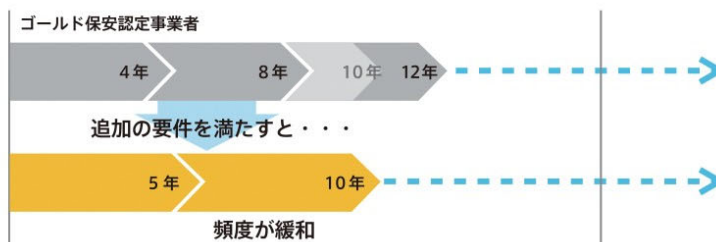
追加の要件 ・CO警報器が設置されており、
かつ、COを検知したときにガスメーターと連動して遮断できること。
・飲食店以外の一般消費者等における湯沸かし器、ふろがま、ストーブに
係る燃焼器すべてに不完全燃焼防止装置がつけられていること。
・燃焼器すべてを屋外に設置していること。



インセンティブ ・緊急時対応の要件の更なる緩和 →
60km以内を
同要件に適合しているとみなす。



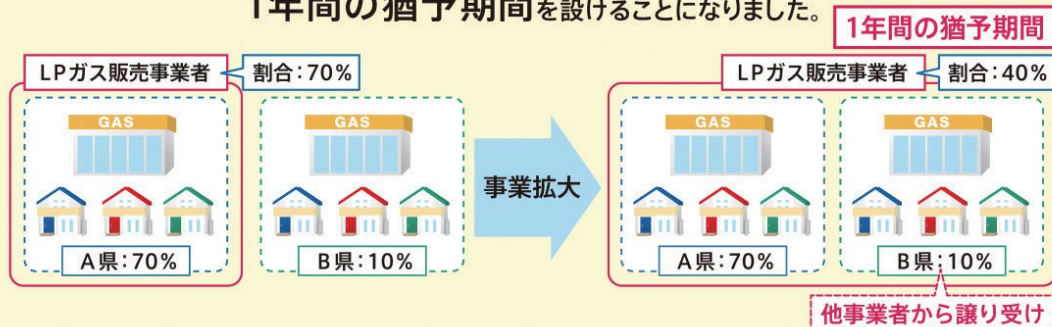
・10年に1回以上の頻度の緩和対象を除いた
4年に1回以上とされている定期供給設備点検および定期消費設備調査の頻度緩和 →
5年に1回以上とすることができる。



LPガス販売事業者制度の見直し③

合併などの事業承継により、集中監視システムなどを導入していない消費者が増え、要件を満たした消費者が一時的に下回った場合、

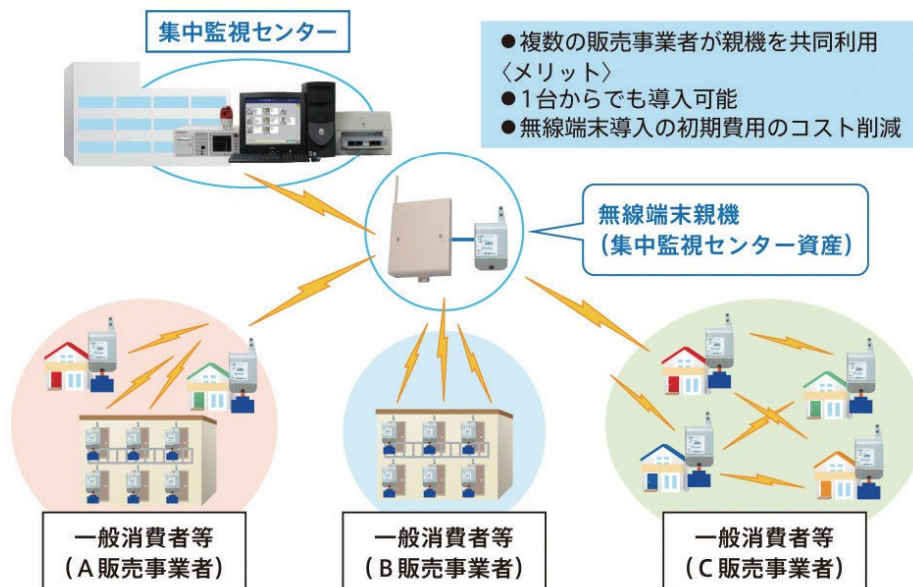
1年間の猶予期間を設けることになりました。



LPガス集中監視システムの最近の取組

保安を確保する集中監視システムは、無線端末によるシステム導入が可能となるなど、消費者の回線設備に依存しない通信インフラの整備が進んでいます。

無線端末の共同利用サービス



令和5年度
経済産業省委託事業

石油 ガス供給等保安対策調査等事業
(LPガス保安規制に関する調査検討事業)

(地域保安指導事業用テキスト)
LPガス販売事業者の手引き

—法手続、役割と責務—

平成18(2006)年 初 版
令和5(2023)年 第18版

編 集 特別民間法人高圧ガス保安協会
保安技術部門

〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13
電 話 保安技術部門 03-3436-6103
U R L <https://www.khk.or.jp/>

.....
この書籍は、国の委託事業として経済産業省から
特別民間法人高圧ガス保安協会が受託し、編集し
ました。

この書籍は、国の委託事業(安全技術普及事業
(指導事業(地域保安指導事業)))の講習に参加
される方に配布するテキストとして作成しました。